

附 属 資 料

仙台市水防協議会条例

昭和25年7月1日

仙台市条例第30号

(設置等)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第34条第1項の規定に基づき、本市に仙台市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2条 協議会に関しては、水防法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第3条 協議会は、次の者をもって組織する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 委員 若干人

第4条 会長は、水防管理者をもって充てる。

2 副会長及び委員（第6条及び第8条において「委員等」という。）は、関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから水防管理者が命じ、又は委嘱する。

(会長)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(任期)

第6条 関係行政機関の職員たる委員等の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員等の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 水防管理者において必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてこれを免じ、又は解嘱することができる。

(会議)

第7条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第8条 会議は、委員等の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第9条 協議会に幹事及び書記各々若干人を置き、会長がこれを命じ、若しくは委嘱し、又は免じ、若しくは解嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(費用弁償)

第10条 会長、副会長、委員、幹事又は書記に対しては、費用を弁償することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和25年7月1日から施行する。

附 則（平成17年10月7日改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月16日改正）

この条例は、公布の日から施行する。

仙台市水防協議会委員等名簿

役職	職 名 等	氏 名
会 長	仙台市長	郡 和子
副会長	仙台市副市長	高橋 新悦
副会長	〃 危機管理局長	白山 幸喜
委 員	仙台市議会議員	沼沢しんや
委 員	〃	佐々木真由美
委 員	仙台管区気象台気象防災部長	塚本 尚樹
委 員	東北運輸局総務部長	宮嶋 睦男
委 員	東日本電信電話株式会社宮城事業部宮城支店設備部長	水田 宗徳
委 員	東北地方整備局仙台河川国道事務所長	田中 誠柳
委 員	〃 釜房ダム管理所長	斎藤 巧
委 員	宮城県仙台土木事務所長	大森 隆博
委 員	〃 仙台地方ダム総合事務所長	齋藤 秀一
委 員	宮城県警察仙台市警察部長	鈴木 孝彦
委 員	宮城県消防協会仙台地区支部長	早坂 賢一
委 員	仙台市女性防火クラブ連絡協議会会長	山田はるみ
委 員	仙台市消防局長	千葉 弘樹

役職	職 名 等	氏 名
幹 事	仙台管区気象台気象防災部予報課長	阿部 真治
幹 事	東北地方整備局仙台河川国道事務所河川管理課長	平山 清人
幹 事	宮城県仙台土木事務所技術主幹（河川砂防第一班長）	田名部 一郎
幹 事	〃 仙台土木事務所技術次長（河川砂防第二班長）	阿部 伸哉
幹 事	〃 仙台土木事務所次長（行政第二班長）	高田 秀樹
幹 事	宮城県警察本部警備部警備課災害対策室長	菅生 拓世
幹 事	仙台市青葉消防団長	畠山 正美
幹 事	〃 宮城野消防団長	伊藤 睦裕
幹 事	〃 若林消防団長	大内 文浩
幹 事	〃 太白消防団長	遠藤 茂樹
幹 事	〃 泉消防団長	柴田 孝一
幹 事	〃 宮城消防団長	小松 謙一
幹 事	仙台市経済局農林部農業土木課長	坂野 浩之
幹 事	〃 都市整備局建築宅地部宅地保全課長	森谷 直樹
幹 事	〃 建設局下水道建設部河川課長	栗田 隆行
幹 事	〃 〃 下水道管理部下水道調整課長	鎌田 清孝
幹 事	〃 〃 〃 下水道北管理センター所長	小池 貴之
幹 事	〃 〃 〃 下水道南管理センター所長	千葉 守
幹 事	〃 青葉区まちづくり推進部区民生活課長	渡辺 勘弥
幹 事	〃 宮城野区まちづくり推進部区民生活課長	品川 修一
幹 事	〃 若林区まちづくり推進部区民生活課長	大場 剛典
幹 事	〃 太白区まちづくり推進部区民生活課長	森 信一
幹 事	〃 泉区まちづくり推進部区民生活課長	高柳 徹
幹 事	〃 消防局青葉消防署長	佐藤 博幸
幹 事	〃 〃 宮城野消防署長	鈴木 一之
幹 事	〃 〃 若林消防署長	遠藤 和彦
幹 事	〃 〃 太白消防署長	棟形 一陽
幹 事	〃 〃 泉消防署長	渡邊 薫
幹 事	〃 〃 参事兼宮城消防署長	荒井 勲
幹 事	〃 〃 総務部総務課長	佐藤 智一
幹 事	〃 〃 警防部警防課長	近藤 純一
幹 事	〃 〃 警防部指令課長	長濱 俊伸
幹 事	〃 危機管理局参事	高橋 正裕
幹 事	〃 危機管理局防災・減災部長	高野 修
幹 事	〃 〃 危機管理部危機管理課長	高橋 慶太
幹 事	〃 〃 危機管理部危機対策課長	飯島 裕貴
幹 事	〃 〃 防災・減災部防災計画課長	庄子 正宏
幹 事	〃 〃 防災・減災部減災推進課長	神倉 崇

重要水防箇所別調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	水防警報 対象 観測所	担 当 分 団	指 導 官 所
				堤防(m)		工作物(箇所)					
				A	B	A	B				
名	0.8 + 50 3.6	日辺 左岸	越水 1		2,857 2,857			積土のう工	関上第二 名取橋	六郷	東北地方 整備局 仙台河川 国道事務 所
	2.8 + 125 3.8 - 32	日辺 左岸	基礎地盤漏水 2		1,058 0			釜段工 月の輪工	名取橋		
	3.6 5.4	日辺 左岸	越水 5		1,825 1,825			積土のう工	名取橋		
	3.8 + 8 4.4	日辺 左岸	基礎地盤漏水 6		400 0			釜段工 月の輪工	名取橋		
	4.4 + 55 4.6 + 120	日辺 左岸	堤体漏水 7		173 0			シート張工 木流し工	名取橋		
取	5.6 6.2	郡山 左岸	越水 10		735 735			積土のう工	名取橋	郡山	
	6.2 7.0	郡山 左岸	越水 11		690 690			積土のう工	名取橋		
	6.4 + 100 6.8	郡山 左岸	堤体漏水 12		235 0			シート張工 木流し工	名取橋		
	6.8	郡山 左岸	工作物 13			1		釜段工 月の輪工	名取橋		
	7.0 + 51 7.4	郡山 左岸	堤体漏水 15		368 49			シート張工 木流し工	名取橋		
川	7.0 + 100 7.8 + 100	郡山 左岸	越水 16		919 919			積土のう工	名取橋	長町	
	8.0 8.2	郡山 左岸	越水 18		180 180			積土のう工	名取橋		
	8.6 + 50 9.0 + 60	富田 左岸	基礎地盤漏水 20		340 340			釜段工 月の輪工	名取橋		
	11.1 11.4	富田 左岸	基礎地盤漏水 21		300 300			釜段工 月の輪工	名取橋		

重要水防箇所別調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	水防警報 対象 観測所	担 当 分 団	指 導 官 所
				堤防(m)		工作物(箇所)					
				A	B	A	B				
名 取 川	0.8 + 150 3.4	関上(上) 右岸	越水 22		2,442 2,442			積土のう工	関上第二 名取橋	関上 東中田	東 北 地 方 整 備 局 仙 台 河 川 国 道 事 務 所
	1.2 + 155 1.8	関上(上) 右岸	堤体漏水 24		455 0			シート張工 木流し工	関上第二 名取橋	名取市 関上	
	2.6 + 55 3.0	関上(上) 右岸	基礎地盤漏水 27		340 0			釜段工 月の輪工	名取橋		
	2.8 + 40 2.8 + 151	関上(上) 右岸	堤体漏水 29		111 0			シート張工 木流し工	名取橋	東中田	
	3.6 4.0	中田 右岸	越水 30		325 325			積土のう工	名取橋		
	6.0 6.6	中田 右岸	越水 32		597 597			積土のう工	名取橋		
	6.4 + 36 6.6 + 89	中田 右岸	基礎地盤漏水 33		249 89			釜段工 月の輪工	名取橋		
	6.6 + 180 6.8 + 190	中田 右岸	堤体漏水 36		210 210			シート張工 木流し工	名取橋		
	6.8 7.0 + 180	中田 右岸	基礎地盤漏水 37		380 60			釜段工 月の輪工	名取橋		
	7.0 + 50 7.6	中田 右岸	越水 38		550 550			積土のう工	名取橋		
	7.2 + 100 7.6 + 44	中田 右岸	基礎地盤漏水 40		344 44			釜段工 月の輪工	名取橋		
	7.6 + 50 7.8	中田・上河原 右岸	越水 41		150 150			積土のう工	名取橋		
	7.8 + 28 8.2 + 94	上河原 右岸	基礎地盤漏水 42		466 172			釜段工 月の輪工	名取橋		
	8.0 8.3	上河原 右岸	堤体漏水 43		300 300			シート張工 木流し工	名取橋	名取市 高館	
	10.8 11.4 + 180	熊野堂 右岸	基礎地盤漏水 44		760 760			釜段工 月の輪工	名取橋		
	11.6 12.0	熊野堂 右岸	越水 45		500 500			積土のう工	名取橋		

重要水防箇所別調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	水防警報 対象 観測所	担 当 分 団	指 導 官 所
				堤防(m)		工作物(箇所)					
				A	B	A	B				
広瀬川	0.0 1.0 + 100	若林 左岸	越水 47		1,041 1,041			積土のう工	広瀬橋	六郷	東北地方 整備局仙 台河川国 道事務所
	0.6 0.8 + 40	若林 左岸	堤体漏水 48		220 0			シート張工 木流し工	広瀬橋		
	2.0 + 100 3.2 + 150	若林 左岸	基礎地盤漏水 51		1,190 1,190			釜段工 月の輪工	広瀬橋	南材	
	2.2 + 9	若林 左岸	工作物 52			1		釜段工 月の輪工	広瀬橋		
	2.6 + 61	若林 左岸	工作物 53			1		釜段工 月の輪工	広瀬橋		
	3.4 3.6 + 100	若林 左岸	越水 55		396 396			積土のう工	広瀬橋		
	0.2 0.6	長町 右岸	越水 58		402 402			積土のう工 堰板工	広瀬橋	郡山	
	3.4 + 100 3.6 + 100	長町 右岸	越水 64		301 301			積土のう工	広瀬橋		

重要水防要注意区間調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標		地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定			対 策 水 防 工 法 名	水防警報 対象 観測所	担 当 分 団	指 導 官 所	
					工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸開 (箇所)					
名 取 川	1.2	+	30	日辺 左岸	破堤箇所 要1		— —	シート張工 木流し工	名取橋	六郷	東 北 地 方 整 備 局 仙 台 河 川 国 道 事 務 所	
	1.4	+	10	日辺 左岸	破堤箇所 要2		— —	シート張工 木流し工	名取橋			
	3.0	+	60	日辺 左岸	破堤箇所 要3		— —	シート張工 木流し工	名取橋			
	6.2	+	30	郡山 左岸	旧川跡 要4		110 110	釜段工 月の輪工	名取橋	郡山		
	7.8	+	50	郡山 左岸	旧川跡 要5		90 90	釜段工 月の輪工	名取橋	長町		
	8.0			郡山 左岸	旧川跡 要6		10 10	釜段工 月の輪工	名取橋			
	8.0	+	10	郡山 左岸	旧川跡 要6		10 10	釜段工 月の輪工	名取橋			
	8.6	+	50	富田 左岸	旧川跡 要7		135 135	釜段工 月の輪工	名取橋	名取市 閑上		
	8.8			富田 左岸	旧川跡 要7		135 135	釜段工 月の輪工	名取橋			
	2.4			閑上(上) 右岸	破堤箇所 要8		— —	シート張工 木流し工	名取橋			
	2.8	+	40	閑上(上) 右岸	破堤箇所 要9		— —	釜段工 月の輪工	名取橋	中田		
	3.0			閑上(上) 右岸	破堤箇所 要9		— —	釜段工 月の輪工	名取橋			
	2.8	+	90	閑上(上) 右岸	破堤箇所 要10		— —	シート張工 木流し工	名取橋			
	7.8	+	130	上河原 右岸	旧川跡 要11		220 220	釜段工 月の輪工	名取橋	名取市 高舘		
	8.0	+	140	上河原 右岸	旧川跡 要11		220 220	釜段工 月の輪工	名取橋			
	9.4			閑上(上)・ 中田 右岸	旧川跡 要12		160 160	釜段工 月の輪工	名取橋			
9.4	+	160	閑上(上)・ 中田 右岸	旧川跡 要12		160 160	釜段工 月の輪工	名取橋	名取市 高舘			
10.2	+	110	熊野堂 右岸	旧川跡 要13		280 280	釜段工 月の輪工	名取橋				
10.6			熊野堂 右岸	旧川跡 要13		280 280	釜段工 月の輪工	名取橋				
広 瀬 川	1.0	+	180	若林 左岸	旧川跡 要14		150 150	釜段工 月の輪工	広瀬橋	六郷		国 道 事 務 所
	1.2	+	70	若林 左岸	旧川跡 要14		150 150	釜段工 月の輪工	広瀬橋			
	1.4	+	110	若林 左岸	旧川跡 要15		80 80	釜段工 月の輪工	広瀬橋			
	1.4	+	190	若林 左岸	旧川跡 要15		80 80	釜段工 月の輪工	広瀬橋	南材		
	1.8	+	90	若林 左岸	旧川跡 要16		90 90	釜段工 月の輪工	広瀬橋			
	2.0	+	40	若林 左岸	旧川跡 要16		90 90	釜段工 月の輪工	広瀬橋			
	2.4	+	140	若林 左岸	旧川跡 要17		120 120	釜段工 月の輪工	広瀬橋	郡山		
2.6	+	70	若林 左岸	旧川跡 要17		120 120	釜段工 月の輪工	広瀬橋				
3.5	+	70	若林 左岸	陸開 要18			1積土のう工 堰板工	広瀬橋				
	3.5	+	100	長町 右岸	陸開 要19			1積土のう工 堰板工	広瀬橋	郡山		

《参考:特定の区間》

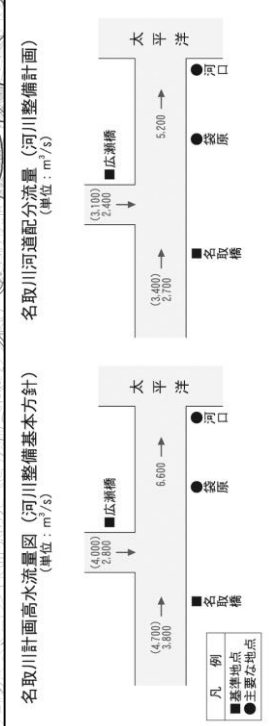
河川名	距離標	地区名及び左右岸別	延長	図面番号	水防警報対象観測所	担当分団	指導官所
名取川	0.0k 12.0k	名取市閑上右岸 名取市熊野堂右岸	12.00km	特1	名取橋 広瀬橋	中田・東中田	東北地方整備局 仙台河川国道事務所
広瀬川	0.0k 3.6k	仙台市日辺左岸 仙台市若林左岸	3.60km	特2	広瀬橋	六郷・南材	

重要水防箇所評定基準

(東北地方整備局)

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返している箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返している箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 間			陸間が設置されている箇所。
特定区間			風水害発生時における内閣としての初動措置始動の基準となっている「破堤により甚大な被害が予想される河川」で内閣危機管理監が定めた区間。

(令和6年4月)



種 別	A	B	要注意
越 水 (溢 水)			
堤 体 漏 水			
基 礎 地 盤 漏 水			
水 衝 ・ 洗 掘			
工 作 物			
新 堤 防			
旧 川 跡			
陸 閘			
工 事 施 工			
破 堤 箇 所			
特 定 区 間			
水 防 倉 庫 (県 市 町 村)			
緊 急 資 材 倉 庫 (国 土 交 通 省)			

[illegible]

重 要 水 防 箇 所

(宮 城 県)

番号	河川名	右岸 左岸別	指 定 地 名	延 長 (メートル) 又は 箇所数	種 別	区分	対 象 水 防 工 法	担 当 団 分 団	指導 官署
4	名 取 川	左 岸	茂庭字人來田	800	堤 防 高	B	積土のう工	生 出	宮 城 県 仙 台 市 土 木 事 務 所
5	広 瀬 川	左 岸	土 樋	300	洗 掘	B	捨て石工	片 平	
6	〃	〃	米 ケ 袋	450	堤 防 高	B	積土のう工		
7	〃	〃	花 壇	300	堤 防 高	B	積土のう工		
8	〃	右 岸	追 廻	600	堤 防 高	B	積土のう工		
9	〃	左 岸	大 堀	600	堤 防 高	B	積土のう工	川 前	
10	〃	右 岸	越 路	10	堤 防 高	B	積土のう工	八木山	
15	七北田川	左 岸	市 名 坂	140	堤 防 高	B	積土のう工	市名坂	
16	梅 田 川	左 岸 右 岸	苦 竹	200	堤 防 高	B	積土のう工	東仙台	
17	〃	左 岸	原町五丁目	50	洗 掘	B	捨て石工	原 町	
18	〃	〃	〃	170	堤 防 高	B	積土のう工		
19	〃	〃	原町四丁目	90	堤 防 高	B	積土のう工		
20	〃	右 岸	梅 田 町	150	堤 防 高	B	積土のう工	宮 町	
21	〃	〃	台原一丁目	90	堤 防 高	B	積土のう工	小松島	
23	七北田川	左岸	白 鳥	200	洗 掘	B	捨て石工	港	
24	〃	〃	高砂二丁目	200	洗 掘	B	捨て石工	高 砂	
25	〃	〃	福室六丁目	200	水 衝	B	木流し工		
26	〃	右 岸	岩 切 畑 中	880	水 衝	B	木流し工	岩 切	
27	〃	左 岸	岩切西河原	100	水 衝	B	木流し工		
33	北貞山運河	右 岸	種 次 藤 塚	4,500	堤 防 高	B	積土のう工	六 郷	

※番号は、附属資料4-3（1/2～2/2）の重要水防区域図にある河川名の番号に合わせている。

重要水防箇所評定基準〔河川〕

(宮 城 県)

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水 防 上 重 要 な 区 間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。 既往洪水流量（2～3年に1回程度）の水位が現況の堤防高を越え、度々氾濫の実績がある箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 既往洪水流量（2～3年に1回程度）の水位が現況の堤防高に比して若干堤防余裕高はあるが氾濫の実績もあり危険な箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。 一連の堤防のうち、堤防断面あるいは天端幅が上下流に比して2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。 一連の堤防のうち堤防断面あるいは天端幅が上下流に比して2分の1以上確保されているが3分の2に満たない箇所。	
法崩れ ・すべり ・沈 下	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ、すべり、沈下の実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ、すべり、沈下が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧河川の堤防等で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河底が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

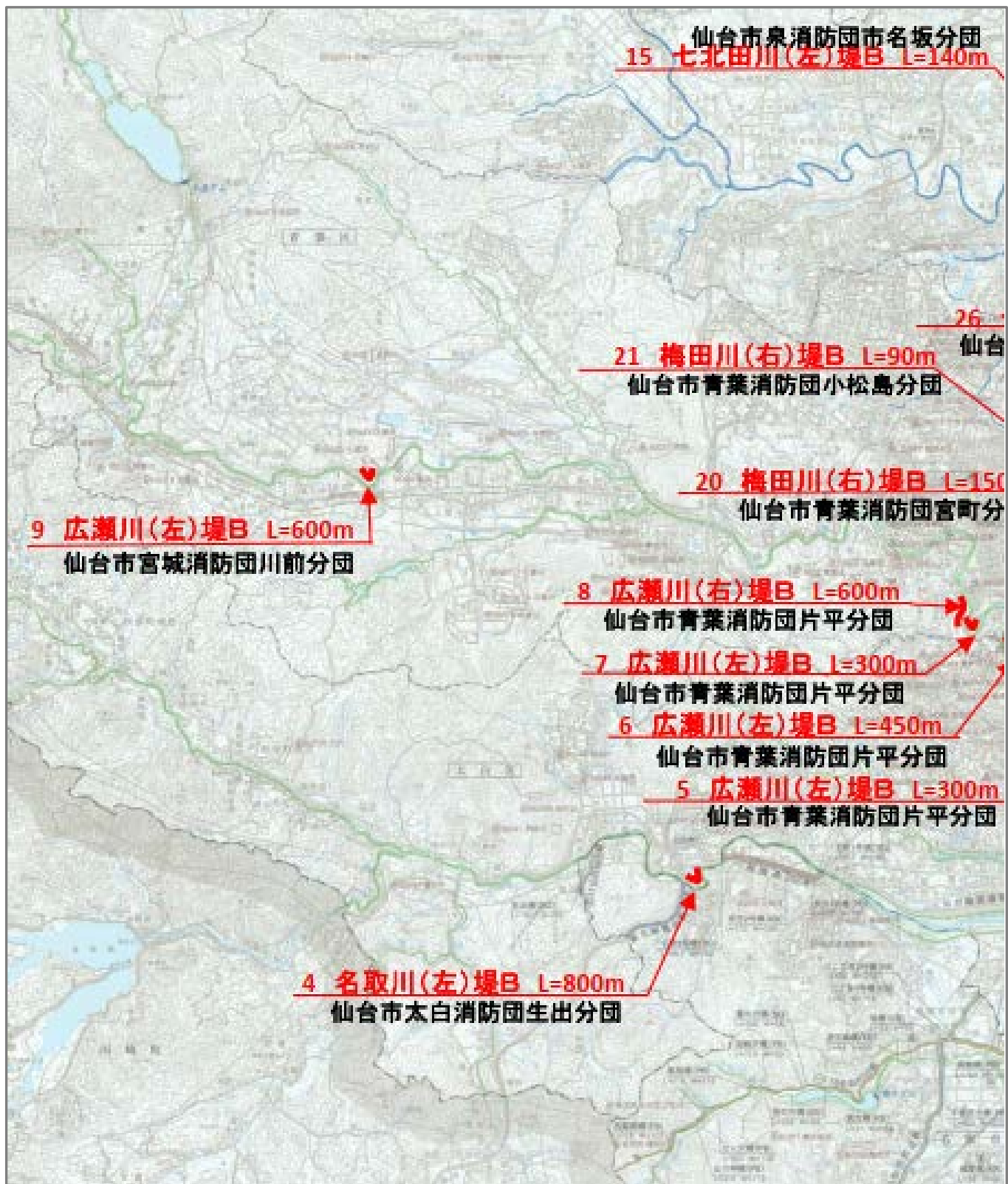
重要水防箇所評定基準〔海岸〕

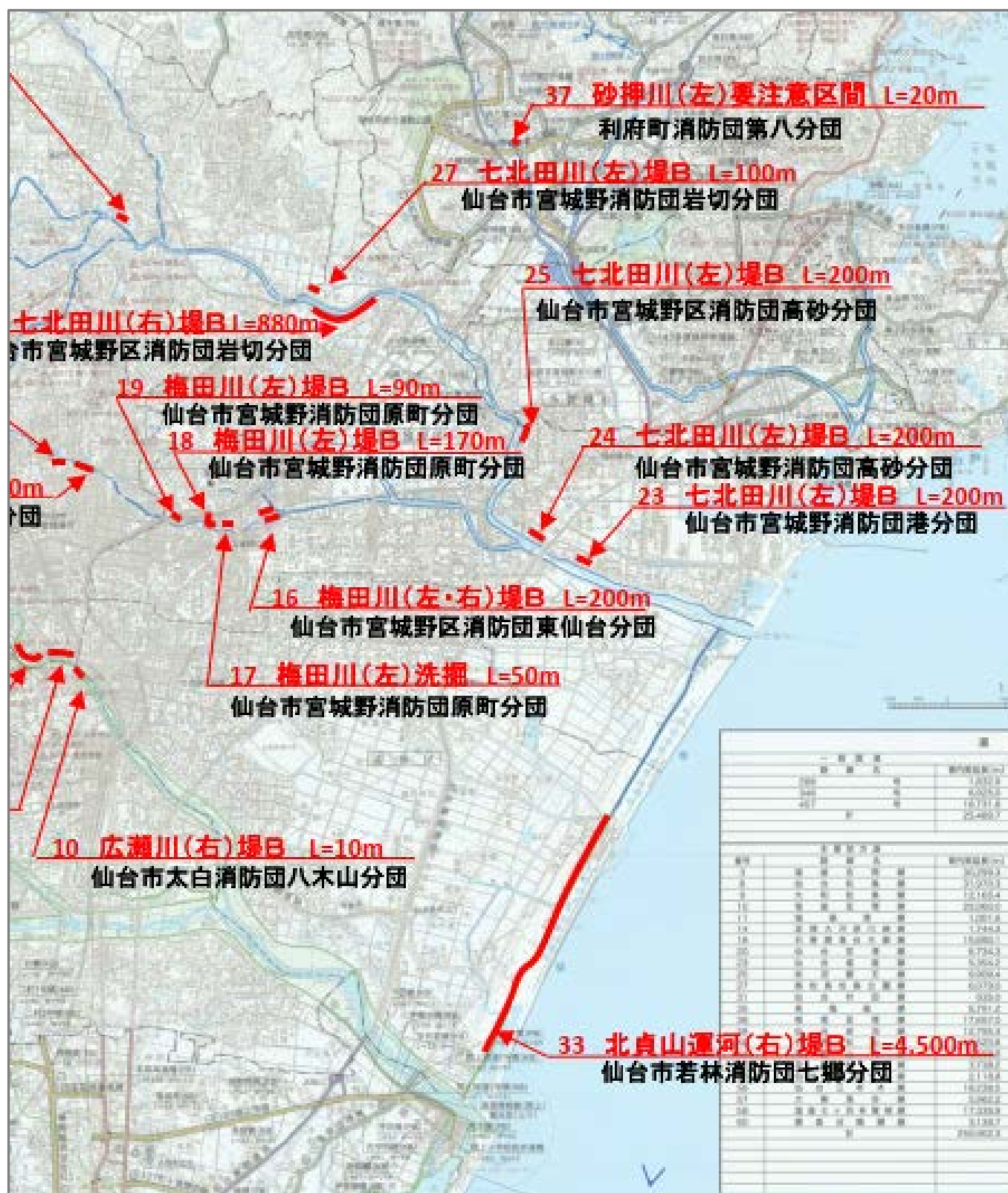
(宮 城 県)

種 別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 次 に 重 要 な 区 間	C やや危険な区間
堤防高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している箇所。	堤防高は計画堤防高であるが、背後地に人家が多く特に注意を要する箇所。	
水 衝	護岸が破損している箇所、または、破損実績がある箇所。	護岸が不完全と考えられる箇所。	
洗 掘	堤脚または、護岸の根固めが洗掘している箇所。消波等が破損して危険が予想される箇所。	堤脚前面が洗掘の危険がある箇所。	

重要水防区域図

(宮城県所管)





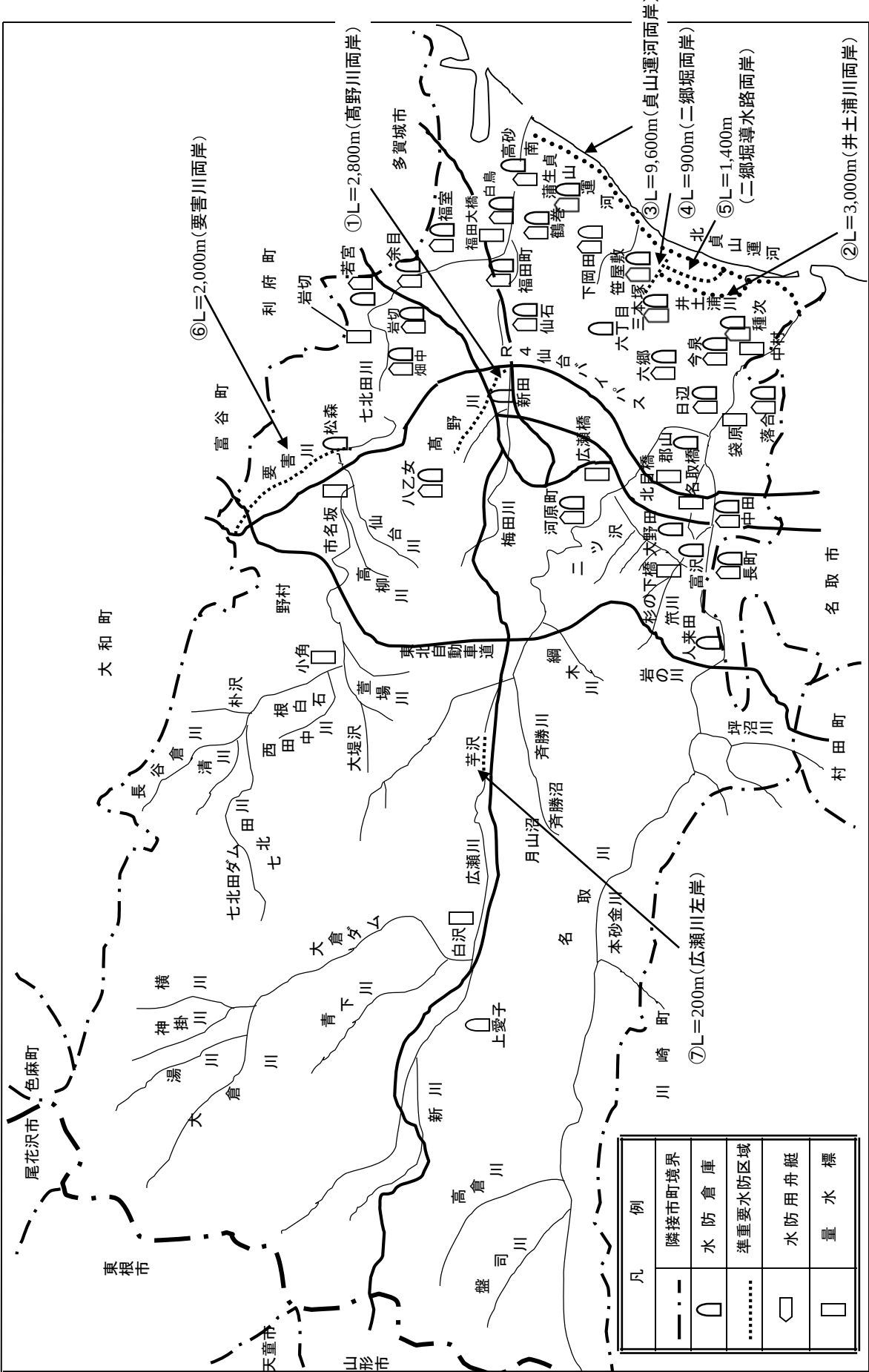
準 重 要 水 防 区 域

(仙 台 市)

番号	河 川 名	区 域 から～まで	延 長 (メートル)	重 要 地 点	担当分団	連 絡 先
1	高野川両岸	燕 沢 住 宅 梅田川合流点	2,800	燕沢住宅付近 1,500m	岩 切 東 仙 台	仙台市建設局 河川課
2	井土浦川 両 岸	二郷堀分水点 貞山運河合流点	2,520		六 郷	仙台市建設局 河川課
3	貞山運河 両 岸	藤 塚 蒲 生	9,600	南丁 1～25 200m 南丁 147～75 100m	六郷・ 七郷・港	仙台土木事務所
4	二郷堀両岸	二 郷 堀 貞山運河合流点	900	二郷堀 100m下流樋門	六 郷 七 郷	仙台市経済局 農業土木課
5	二郷堀導水 路両岸	二郷堀分水点 貞山運河合流点	1,400	二郷堀導水路100m 下流排水機場	六 郷 七 郷	仙台市経済局 農業土木課
6	要害川両岸	市名坂天神沢 市 名 坂 野 蔵	2,000	市名坂字小柳 高玉町	市 名 坂 七 北 田	仙台土木事務所
7	広瀬川左岸	芋 沢 字 新 田 芋 沢 字 大 堀	200	西仙台病院東側	川 前	仙台土木事務所

準重要水防区域図（水防倉庫等配置図）

(仙台市)



水防資器材及び水防工具類の配置状況

水防倉庫 署内 署所及び水防倉庫 河川 所在地				水 防 備 蓄 資 器 材														
				土のう袋	ゲル土のう	防水シート	縄	荷ロープ		救助ロープ		トラロープ	焼番線 10 kg／巻	鉄線 10 kg／巻	木くい			鉄パイプ
								12 mm	6 mm	フロート	一般				2.7 m	1.8 m	0.9 m	
(単 位)				100枚	枚	枚	玉	巻		本		巻	巻	巻	本			本
青 葉	本 署			3	440	5	16					1	1	3				63
	国 見			3	39	6	7					3	1			4		20
	片 平			6	200	2	4					2	2					
	小松島			8	25	3	6					1	4					20
	荒 巻			4	74	5	2					2	3					
宮 城 野	本 署			29	160	85	24		2	1		3	6					100
	高 砂					40	4					1	6					
	高砂水防倉庫(都市)	—	高砂1丁目30-15	40	200	60	4					1	3					50
	仙石水防倉庫	梅田川	仙石5-1	30		60	26	1	2				3	2		80		100
	福田町水防倉庫	七北田川	福田町2丁目5-16	30		50			5	1		8						100
	白鳥水防倉庫	七北田川	白鳥1丁目31-8	30		25	5	1				1	5	1		50		50
	福室水防倉庫	七北田川	福室3丁目34	30		40	30	1	2	1			3		30	90		50
	鶴巻水防倉庫	七北田川	鶴巻1丁目5-1	9		50	30	1	2				2			100		100
	下岡田水防倉庫(都市)	—	岡田字北在家65-21	15	200	60		0	1				3					50
	南蒲生水防倉庫		蒲生字前通13-1	15	74	100		1					3			90		50
	岩 切			30			1						3					
	岩切水防倉庫	七北田川	岩切字三所南1-4	30		50	12	1	10				10		1	6		34
	若宮水防倉庫	七北田川	岩切字若宮前38-2	20		60	43		6				9					50
	畑中水防倉庫	七北田川	岩切字水分64-37	27		50			1				4			50	10	57
	余目水防倉庫	七北田川	岩切字鴻ノ巣164-2	15		50	20	1	2		3		3					100
	鶴 谷			9		50							3					
	新田水防倉庫	梅田川	新田2丁目11-30	30		50	30	3	8				4	2		40		50
	原 町			4	240	20	3					2	3					
若 林	本 署			20	230	40	15			2		5	5	7				64
	六丁の目水防倉庫(都市)	—	六丁の目中町14-2	30	200	60			1	1			3	2				100
	笹屋敷水防倉庫	貞山運河	荒井字笹屋敷157-6	30		30	5	1				1	5	2		90		50
	六 郷			20		20	4	1				4	4					19
	六郷水防倉庫	—	今泉字久保田東32-65	30	200	50	5	1				1	5	2		90		50
	種次水防倉庫	名取川	種次字中屋敷52	30		50	5	1				1	5	2		90		50
	三本塚水防倉庫	貞山運河	三本塚字樫太49-2	30		50	5	1				1	5	2		90		50
	日辺水防倉庫	名取川	日辺字田中1	8		65	29	3	15			1	4	1				60
	今泉水防倉庫	名取川	今泉字上新田103	34		53	28	1	19	1			3	1		100		50
	河原町			5	100	20	9					1	2	1				
太 白	河原町水防倉庫(都市)	—	河原町1丁目2-1	15	200	43						1	3	1				50
	本 署			16	47	40	30					5	10	1				50
	西多賀水防倉庫	木流堀・沢川	富沢三丁目15-1	10		20			5	1			1					
	長 町			15	200	15						1	3					50
	長町水防倉庫(都市)	—	大野田字袋前14-1	30	200	70	4		1			1	3	1				25
	郡山水防倉庫	広瀬川	郡山5丁目7-1	20		60	26	1	2				2	3		29		50
	大野田水防倉庫	名取川	東大野田4-23	36		50	19	1	10				3	1		35		50
	中 田			6		10	6						1					40
	中田水防倉庫	名取川	中田4丁目14-5	30		70	58	1	20			1	8	3				140
	落合水防倉庫	名取川	四郎丸字大宮26-10	30		60	33	1	2				4	2	32	79		45
	八木山			6		6	3					2	2					52
	秋 保			12		23	1					2	1					31
	茂 庭			6		8	8			2		1	6	2			2	26
	人來田水防倉庫	名取川	茂庭字人來田中15-3	17		20				2	1							
泉	本 署			8	160	49	10	1	2	26		2	2	2			101	65
	八乙女			12	60	50	2			2		4	10					
	八乙女水防倉庫	七北田川	松森字沢目3-1	30		80	30	1	2				6	1		87		100
	松 陵			16		40	4		1			1	3					9
	松森水防倉庫	七北田川	市名坂字油田1-2	30		79	21	1	3			2	4	2				100
	高 森			25		20	1					1	20					29
宮 城	根白石			5		15			2				3					
	本 署			6	87	15	22			1		3	1			5	9	28
	熊ヶ根			5		10							1					
上愛子水防倉庫	上愛子水防倉庫	広瀬川	上愛子字大蓮35-1	19		70	28	1	3			3	4	2				100
	合計	57	水防倉庫数	1,059	3,336	2,282	678	27	129	39	5	71	226	49	63	####	122	2,577

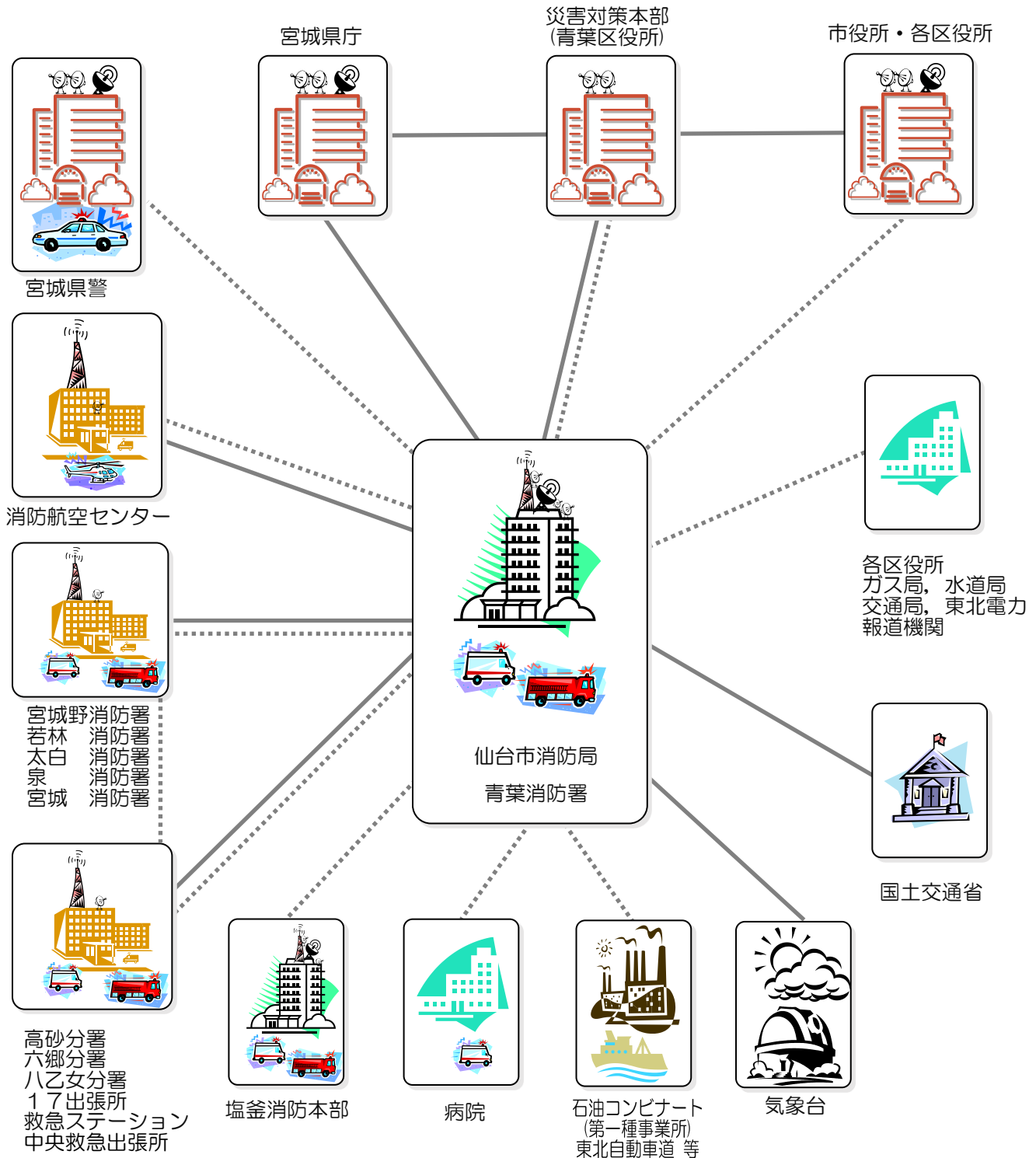
令和6年4月1日現在

		水 防 工 具 類																					
丸鉄棒	土留鋼板	杭打用キャップ	スコップ	くわ	つるはし	100ハンマー	ハンマー	おの	ノコギリ	かま	ベンチ	なた	手かぎ	かけや	シノ	水防用香線カッター	水防用防水ライト	一輪車	水防用ゴムボート	アルミボート	アルミボート用船外機	水防用救命胴衣	水防用浮環
本	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	本	個	台	艇	艇	機	着	個
80	24	3	47	2	23	14		3	2	18		6		8	8	1	6	5	1			60	5
4		3	5		3	1	2		2	4	2	1			2	1		4				15	1
			8		7				2	8		1		1	2			1				25	1
30		2	6		1				1	5		1		1	2		1	1				5	1
			5		8		2		3	6	2	2		1	2	1		2				8	1
200	21	3	50	2	3	1			5	8	1	2		12	5	2	5	1	1	1	1	50	2
			25		6	6				3		1		1	1		4	1		2	2	33	2
55		2	10	3	5	3	1		1			5		3	1	1	1	1	1			22	1
100		2	20	5	5	3	2	5	5	5	5	5		5	2	1	2	2		1	1	20	1
40		5	10		5	5						5			1			2	1	1	1	5	2
50		2	20	5	5	1	5	5	5	5	5	5		5	1	1	2	2	1			15	1
45	120	2	21	5	5	1	5	5	5	5	5	5		6	1	1	2	2	1	1	1	10	2
100		2	20	5	5	1	5	5	5	5	5	5		6	1	2	2	2	1	1	1	10	2
50		2	10			3	2					5			2	1		1	1			5	2
50		2	30	5	5	8	7	5	5	5	5	10		5	7	3	2	2	1			5	1
			4		3	1				3		1				1		1				7	
35		2	19	7	7	1	5	6	9	6	6	6	5	6	2	1	2	1	1	0	0	12	1
50		2	20	5	5	1	5	6	7	6	6	5	3	7	1	1	2	2	0	1	1	10	1
45		2	20	5	5	1	5	5	5	5	5	5		6	1	1	2	2	1	1	1	10	1
100		2	20	5	5	1	5	5	5	5	5	5		6	2	1	2	2	1	1	1	10	1
		1	5		9	1	1		1	4		1		1	1		1	1				5	
50		2	21	5	5	5	4	6	7	5	5	5	10	7	1	1	3	2				8	1
			18		5	3				8	1	2		1	1	1	2	1				11	
70	100	7	32	7	8	2	4	11	6	25	1	4	3	8	2	3		3		1	1	50	1
110		2	20	5	3	1	2	5	5	5	5	5		7	2	1	2	1	1			5	1
50		2	20	5	5	5	5	5	5	5	5	5		6	5	2	2	2	1			5	1
10		4	10	6	3	1			4	2	1	3		3			2			1	1	24	
45		2	20	5	5	5	5	5	5	5	5	5		6	5	2	2	2	1			5	1
50		2	20	5	5	5	5	5	5	5	5	5		6	5	2	2	2	1			5	1
50		2	20	5	5	5	5	5	5	5	5	5		6	5	2	2	2	1			5	1
80		3	20	5	5	2	5	6	6	6	6	5		6	3	2	1	2		1	1	29	1
50		2	21	10	5	1	5	6	7	7	5	5	4	8	1	1	2	2	1	1	1	9	1
		3	20		5	5			2	2		1		2			4	2				6	2
50		2	10			3	2		1						1	1	4	1	1			5	1
65	79	2	46	2	11	5		6	6	8		3		4	8	2	2	4		1	1	38	6
			10			1	5	5	5	5	5	3	3		1	1	2	1				4	
42		2	10	1	4				3	4		2		2	1	1	1	1				7	
25		2	10			3	2								2	1	2	1	1	1		13	2
50		2	21	5	5	1	5		4	6	6	5	10	7	1	1	1	2				10	
50		2	21	5	5	1	5	6	5	5	5	4	2	7	1	2	2	2				10	
			10	1	4				3	2		2		3	1	1	1	1				19	1
118		4	42	8	10	4	7	11	10	15	9	9	10	10	3	2	4	2	1	1	1	20	1
50		2	21	5	5	1	5	5	5	5	5	5		6	1	1	2	2		1	1	10	1
87		2	15		6	1	1		1	5	1	2		2	1	1		1				6	1
26		2	8	1	1				1	3		3		2	1	1		1				10	1
43		1	10	2	2	2		2	3	8	2	2	2	2	2	1	2	1				7	1
30			20	5	5	5	5		2	5		2			1		2	1				10	
380	170	19	84	8	13	1	11		11	25	4	2	2	12	4	7	3	5		1	1	52	5
		1	20	10	7	4	4		3	13	3	1		12	9	3	4	3	1		2	20	1
100		2	20	5	5	1	5	5	5	5	5	5		6	1	2	2	2	1	2		10	1
40		2	20	2	3	2	2	3	2	2	3	2		1	1	1	4	2				10	1
100		2	20	5	5	3	4	5	5	5	5	5		6	2	1	2	2				6	
14		2	21	5	6	1	1	2	5	5	2	5		1	5	1	2	1				5	1
		2	22	5	5	2	1		5	5	1			1	4	1	1	1	1			18	1
60	41	3	25	6	6	5	1	3	7	14	1	6		8	4	1	2	2	1	1	1	53	9
10		1	5	5	3	1	1	1	5	3	1	3		1	1			2				11	5
100		2	20	5	4	3	2	5	5	5	5	5		5	2	1	2	2				6	
3,039	555	129	1,128	203	294	143	161	163	227	339	159	208	54	244	133	71	107	102	25	22	21	864	79

消防機関の通信系統

(令和6年4月1日現在)

(1) 有線系統図

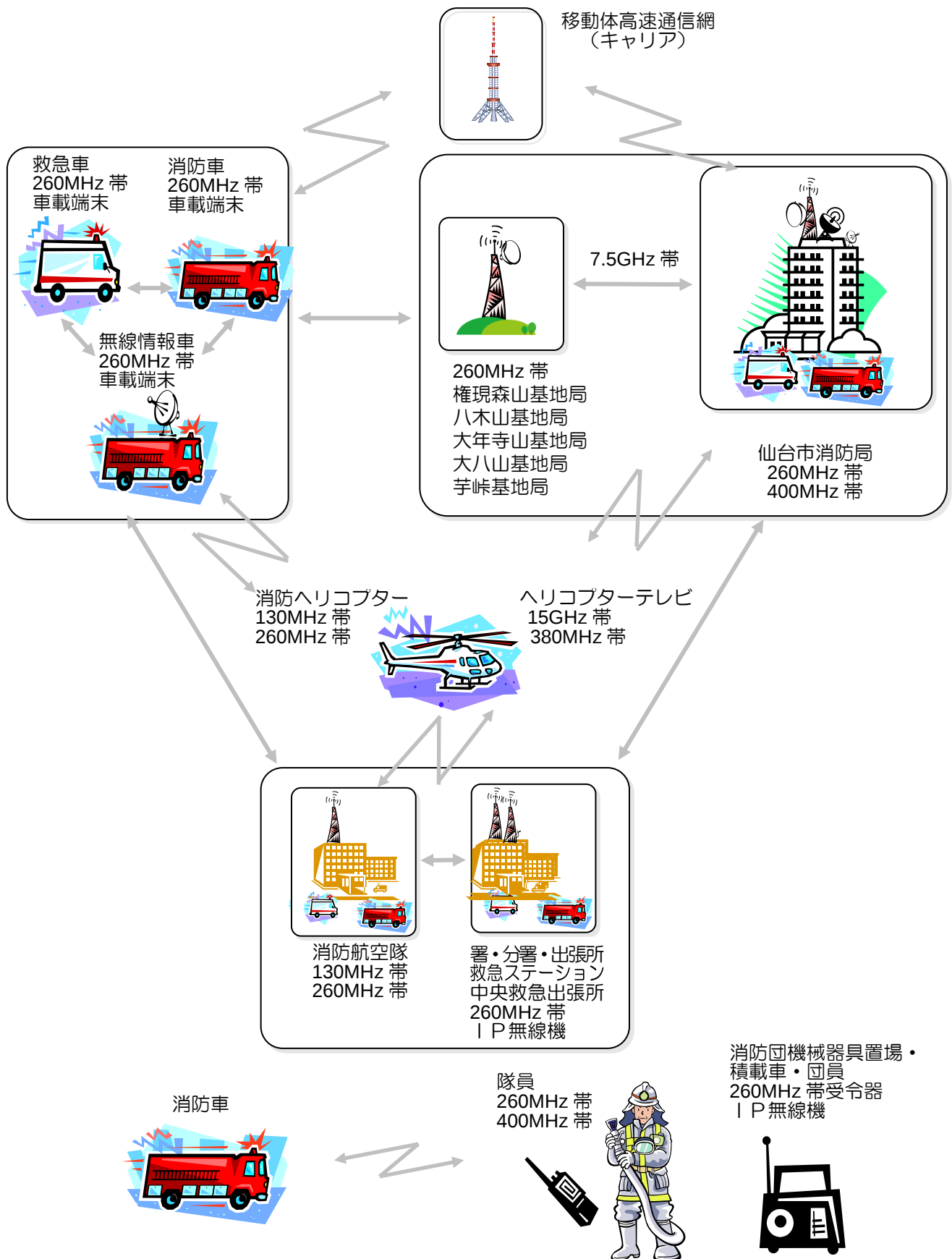


(凡例)

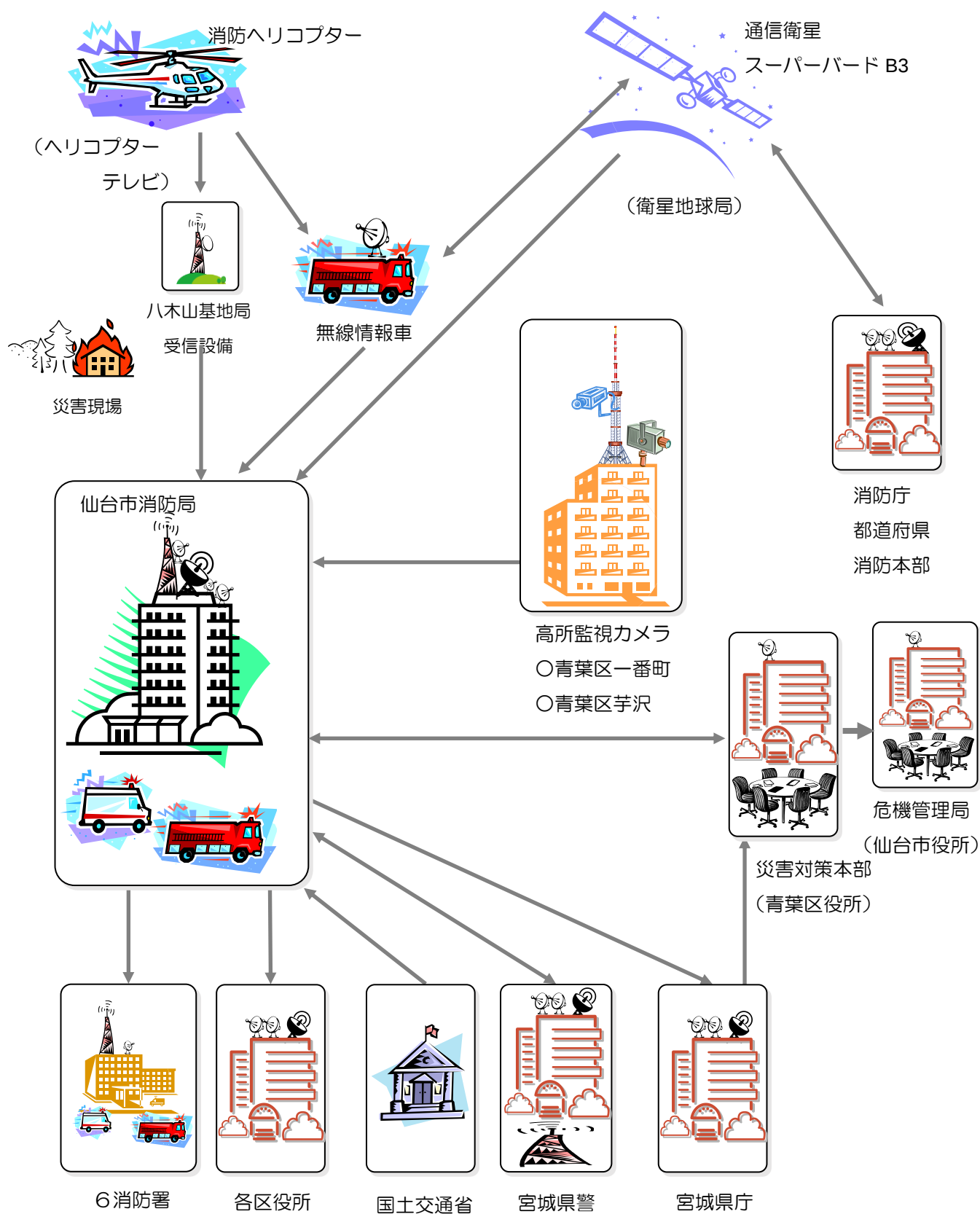
光回線

メタル回線

(2) 無線系統図



(3) 映像伝送システム系統図



別表1（第3条関係）

仙台市防災行政用無線デジタル移動通信系 配置表

配置場所	種別	出力(W)	番号	呼出呼称(識別信号)		備考
権現森山	基地局	10	－	ぼうさいごんげんもりやま	－	
大八山	基地局	10	－	ぼうさいだいはちやま	－	
芋峠	基地局	10	－	ぼうさいもとうげ	－	
八木山	基地局	10	－	ぼうさいやぎやま	－	
指定避難所	半固定	5	350～369 371～399 450～462 464～483 550～555 557～563 565～570 650～693 750～797 850 943	ぼうさいせんだい	350～369 371～399 450～462 464～483 550～555 557～563 565～570 650～693 750～797 850 943	
補助避難所	半固定	5	370 831～849 851～900 917～920 940～942 944～999	ぼうさいせんだい	370 831～849 851～900 917～920 940～942 944～999	
福祉避難所	半固定	5	040～098 115～119 124～127 138～141 463 490～499 556 581～599	ぼうさいせんだい	040～098 115～119 124～127 138～141 463 490～499 556 581～599	
津波避難施設・津波避難ビル	半固定	5	181～189 195 564 908 931～933 935～938	ぼうさいせんだい	181～189 195 564 908 931～933 935～938	
災害情報センター	統制局	－	099	ぼうさいせんだい	99	メッセージ伝送装置
	統制局	－	100	ぼうさいせんだい	100	統制台
	統制局2	5	101	ぼうさいせんだい	101	簡易統制局
	FAX	－	102	－	－	統制台FAX
	遠隔統制局	－	103	－	－	
	遠隔統制局	－	105～109	－	－	区連絡員用
	携帯	5	170～180	ぼうさいせんだい	170～180	
危機管理局	FAX	－	200	－	－	
	遠隔統制局	－	201	－	－	
	遠隔移動局	5	190#1	ぼうさいせんだい	190	
	半固定	5	－	ぼうさいせんだい	－	番号非公開
	半固定	5	104 135～137 190～192	ぼうさいせんだい	104 135～137 190～192	
	半固定	5	198～199	ぼうさいせんだい	198～199	自動中継機能付き
	車載	5	123 151 193～194 434	ぼうさいせんだい	123 151 193～194 434	
	携帯	5	220～221 255	ぼうさいせんだい	220～221 255	
総務局	遠隔統制局	－	202～203	－	－	
	半固定	5	－	－	－	番号非公開
	車載	5	120～122	ぼうさいせんだい	120～122	
	携帯	5	222 225	ぼうさいせんだい	222 225	

仙台市防災行政用無線デジタル移動通信系 配置表

配置場所	種別	出力(W)	番号	呼出呼称(識別信号)	備考
健康福祉局	遠隔統制局	－	204 210	－	－
	携帯	5	228	ぼうさいせんだい 228	
環境局	半固定	5	231	ぼうさいせんだい 231	
	車載	5	233～235	ぼうさいせんだい 233～235	
	携帯	5	232	ぼうさいせんだい 232	
経済局	半固定	5	205	ぼうさいせんだい 205	
	車載	5	240～241	ぼうさいせんだい 240～241	
	携帯	5	238～239	ぼうさいせんだい 238～239	
都市整備局	遠隔統制局	－	206～207	－	－
	車載	5	247～248	ぼうさいせんだい 247～248	
	携帯	5	244～246	ぼうさいせんだい 244～246	
建設局	遠隔統制局	－	208～209	－	－
	半固定	5	270 280～282	ぼうさいせんだい 270	
	車載	5	256～260 271～278 286～287	ぼうさいせんだい 256～260 271～278 286～287	
	携帯	5	251～254 283～285	ぼうさいせんだい 251～254 283～285	
教育局	遠隔統制局	－	212～214	－	－
	半固定	5	211 215 580	ぼうさいせんだい 211 215 580	
	携帯	5	263	ぼうさいせんだい 263	
消防局	遠隔移動局	5	150#1～#2 152#1 154#1 156#1 158#1 160#1 162#1	ぼうさいせんだい 150 152 154 156 158 160 162	
	半固定	5	150 152 154 156 158 160 162	ぼうさいせんだい 150 152 154 156 158 160 162	
	携帯	5	－	－	番号非公開
	携帯	5	153 155 157 159 161 163	ぼうさいせんだい 153 155 157 159 161 163	
青葉区役所	半固定	5	300 310 320	ぼうさいせんだい 300 310 320	無線機械室
	遠隔移動局	5	300#1～#2 310#1～#3 320#1	ぼうさいせんだい 300 310 320	
	FAX	5	300#4	ぼうさいせんだい 300	
	車載	5	326～340	ぼうさいせんだい 326～340	
	携帯	5	301～302 311～312	ぼうさいせんだい 301～302 311～312	
宮城総合支所	半固定	5	800	ぼうさいせんだい 800	空調機械室
	遠隔移動局	5	800#1～#2	ぼうさいせんだい 800	
	FAX	5	800#4	ぼうさいせんだい 800	
	車載	5	805～811	ぼうさいせんだい 805～811	
	携帯	5	801～804	ぼうさいせんだい 801～804	

仙台市防災行政用無線デジタル移動通信系 配置表

配置場所	種別	出力(W)	番号	呼出呼称(識別信号)	備考
宮城野区役所	半固定	5	400 410 420	ぼうさいせんだい 400 410 420	電話交換機室
	遠隔移動局	5	400#1～#2 410#1～#3 420#1	ぼうさいせんだい 400 410 420	
	FAX	5	400#4	ぼうさいせんだい 400	
	車載	5	426～433 435～440	ぼうさいせんだい 426～433 435～440	
	携帯	5	401～402 411～412	ぼうさいせんだい 401～402 411～412	
若林区役所	半固定	5	500 510 520	ぼうさいせんだい 500 510 520	防災行政無線機械室
	遠隔移動局	5	500#1～#2 510#1～#3 520#1	ぼうさいせんだい 500 510 520	
	FAX	5	500#4	ぼうさいせんだい 500	
	車載	5	526～540	ぼうさいせんだい 526～540	
	携帯	5	501～502 511～512	ぼうさいせんだい 501～502 511～512	
太白区役所	半固定	5	600 610 620	ぼうさいせんだい 600 610 620	電話交換機室
	遠隔移動局	5	600#1～#2 610#1～#3 620#1	ぼうさいせんだい 600 610 620	
	FAX	5	600#4	ぼうさいせんだい 600	
	車載	5	626～640	ぼうさいせんだい 626～640	
	携帯	5	601～602 611～612	ぼうさいせんだい 601～602 611～612	
秋保総合支所	半固定	5	820	ぼうさいせんだい 820	電話交換機室
	遠隔移動局	5	820#1～#2	ぼうさいせんだい 820	
	FAX	5	820#4	ぼうさいせんだい 820	
	車載	5	825～830	ぼうさいせんだい 825～830	
	携帯	5	821～822 823～824	ぼうさいせんだい 821～822 823～824	
泉区役所	半固定	5	700 710 720	ぼうさいせんだい 700 710 720	ペントハウス予備室
	遠隔移動局	5	700#1～#2 710#1～#3 720#1	ぼうさいせんだい 700 710 720	
	FAX	5	700#4	ぼうさいせんだい 700	
	車載	5	726～746	ぼうさいせんだい 726～746	
	携帯	5	701～702 711～712	ぼうさいせんだい 701～702 711～712	
水道局	半固定	5	901	ぼうさいせんだい 901	
交通局	半固定	5	902	ぼうさいせんだい 902	
ガス局	半固定	5	903	ぼうさいせんだい 903	
市立病院	半固定	5	904	ぼうさいせんだい 904	
災害拠点病院	半固定	5	915 925～929	ぼうさいせんだい 915 925～929	
防災関係機関	半固定	5	911～914 916	ぼうさいせんだい 911～914 916	
災害時協力機関	遠隔移動局	5	905#1	ぼうさいせんだい 905	
	半固定	5	905～907 909～910 921～924 930 934 939	ぼうさいせんだい 905～907 909～910 921～924 930 934 939	

仙台市防災行政無線全市移動系配置表

基地局
(青葉区役所災害情報センター)

ぼうさいせんだい

呼出名称	出 力	
せんだいぼうさい 1	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 2	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 3	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 4	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 5	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 6	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 7	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 8	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 9	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 10	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 11	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 12	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 13	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 14	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 15	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 16	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 17	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 18	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 19	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 20	5W	* 防災相互通信波対応

基地局	1局 (5W)
陸上移動局 (携帯型)	20局 (5W)
合 計	21局

配置場所	無線番号
指定避難所	001～195
補助避難所	196～328
福祉避難所	329～431 746～749
津波避難施設 津波避難ビル	433～451
帰宅困難施設	452～465 750～761 787～790 793～795
災害情報センター	466～483
総務局	484～486 491～493 498～500 796
危機管理局	487 494～497 797～800
まちづくり政策局	501
財政局	502
市民局	503～504
健康福祉局	505～508
こども若者局	509
環境局	510～514
経済局	515～519
文化観光局	520
都市整備局	521～527 791
建設局	528～551 766～768
会計室	552
教育局	432 568～573
消防局	488～490 553～567

配置場所	無線番号
議会事務局	574
監査事務局	769
選挙管理委員会	770
人事委員会	771
農業委員会	772
水道局	575
交通局	576
ガス局	577
市立病院	578
青葉区役所	579～602 773～774
宮城総合支所	603～613 775～776
宮城野区役所	614～636 777～778
若林区役所	637～660 779～780
太白区役所	661～684 781～782
秋保総合支所	685～694 783～784
泉区役所	695～724 785～786
災害時協力機関	725 731～736 743～745 762～765 792
防災関係機関	726～730
災害拠点病院	737～742

水防活動報告書様式

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出 水 の 概 況	川 警戒水位 m 雨 量 mm									
水 防 実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸									
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時									
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合 計			
	人		人		人		人			
水防作業 の 概 況 及び工法	箇 所 m 工 法									
水 防 の 結 果	効果 被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他	
使 用 資器材	かます、俵					居 住 者 の 出 動 状 況				
	万年、土俵									
	な わ					水防関係者の 死 傷				
	丸 太									
	その他					雨 量 水 位 の 状 況				
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

平成27年台風〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・平成27年8月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、平成27年8月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	-土のう積み(300袋) -避難誘導(20世帯) -排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

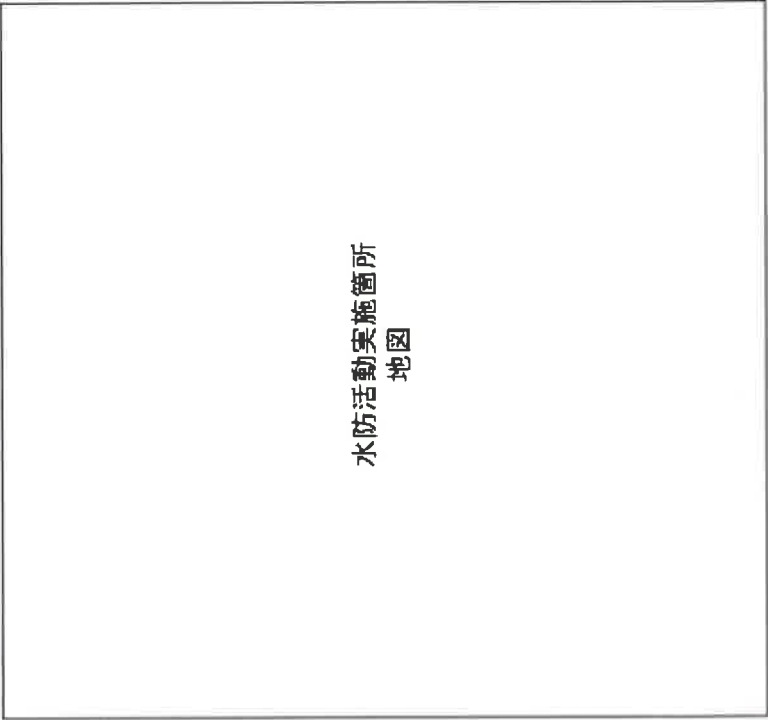
〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害



非常配備基準及び非常時における警防本部等運営要領（抜粋）

（平成19年3月30日消防局長決裁）

第1章 総則

（趣旨）

第1 この要領は、仙台市消防活動基本規程（平成13年3月28日仙台市消防局訓令第5号。以下「規程」という。）第64条に規定する非常配備時の報告及び仙台市消防活動基本規程実施要綱（平成19年3月27日消防局長決裁。以下「要綱」という。）で規定する、第3条第3項警防本部の運営等、要綱第5条第1項署隊本部の運営等、要綱第58条第2項警防態勢強化発令時の配備人員、隊編成等の基準等並びに要綱第60条非常配備の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2～第10省略

第4章 非常配備

（非常配備の発令基準等）

第11 非常配備等の発令基準は、別表第5に定めるとおりとする。ただし、災害の発生状況等により発令した者が必要と認めた場合は、解除又は区分を変更することができる。

2 警防態勢強化及び非常配備発令時の人員の基準は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、消防局は警防本部長又は警防副本部長、消防署は署隊本部長が必要と認めた場合は、配置人員を増減することができる。

（非常配備発令時の活動態勢）

第12 署隊本部長は、非常配備が発令された場合、別表第6のとおり、要綱第59条に規定する非常配備の種別に応じた隊編成を行い、活動態勢を整えるものとする。

以下省略

非常配備等人員の基準

全計	体制レベル	通 常	警防態勢強化		非常配備			
			第一警防態勢	第二警防態勢	一次	二次	三次	四次
	総 数(名)	277	280	314	413	638	880	
消防局	総 数(名)	28	22	26	51	102	186	
	警防本部	11	14	18	39	68	125	
	消防航空隊	5	5	5	8	15(10)	21	
	救急指導課指導係(ST)	3	3	3	4	8	14	
	救急指導課対策係(中央)	9(6)	9(6)	9(6)	10(7)	14	26	
	総 数(名)	48	48	53	68	99	129	
青葉署	本 署	23(20)	23(20)	28(25)	39(36)	47	66	
	片 平	7	7	7	8	14	17	
	国 見	7	7	7	8	14	17	
	荒 巻	7	7	7	8	14	17	
	小松島	4	4	4	5	10	12	
	総 数(名)	47	47	52	65	98	132	
宮城野署	本 署	17	17	22	30	40	55	
	高 砂	9	9	9	11	16	26	
	鶴 谷	7	7	7	8	14	17	
	岩 切	7	7	7	8	14	17	
	原 町	7	7	7	8	14	17	
	総 数(名)	37	37	42	55	81	106	
若林署	本 署	17	17	22	30	40	55	
	河原町	8	8	8	11	16	22	
	六 郷	7	7	7	8	14	17	
	特別機動救助隊	5	5	5	6	11	12	
	総 数(名)	49	49	54	67	106	135	
太白署	本 署	17	17	22	30	40	55	
	長 町	7	7	7	8	14	17	
	中 田	7	7	7	8	14	17	
	八木山	7	7	7	8	14	17	
	秋 保	7	7	7	8	14	17	
	茂 庭	4	4	4	5	10	12	
	総 数(名)	44	44	49	62	99	125	
泉署	本 署	17	17	22	30	40	55	
	八乙女	7	7	7	8	14	17	
	特別機動救助隊	5	5	5	6	11	12	
	松 陵	4	4	4	5	10	12	
	高 森	4	4	4	5	10	12	
	根白石	7	7	7	8	14	17	
	総 数(名)	24	24	29	35	50	67	
宮城署	本 署	17	17	22	27	36	50	
	熊ヶ根	7	7	7	8	14	17	

全職員

- ※1 派遣職員、救命士研修所入校職員及び消防学校初任総合教育入校職員を除いた人員。
- ※2 総務部の市長部局併任者は除く。
- ※3 警防態勢強化(第二警防態勢)の招集は、各署管理職又は代行者1名以上を含む。
- ※4 消防航空隊()書きについては、航空機1機体制時の人員。なお、消防航空班の人員については、消防航空隊に含む。
- ※5 中央救急出張所()書きについては、中央第3救急小隊を除く人員
- ※6 青葉署本署()書きについては、青葉第3救急小隊を除く人員。
- ※7 救急ステーション実習職員は、三次配備以上の場合、必要に応じて所属署所に参集する。
- ※8 消防局は警防本部長又は警防副本部長、消防署は署隊本部長が必要と認めた場合は、配置人員を増減することができる。

非常配備等の発令基準

配備等の種別		事 象 等	体 制
情報連絡体制の強化		1 仙台市災害警戒本部運営要領の規定に基づく情報連絡体制の強化又は仙台市危機警戒本部運営要領の規定に基づく情報連絡体制の強化が指示されたとき。 2 その他警防副本部長又は署隊本部長が必要と認めるとき。	情報連絡体制の強化を図る体制
警防態勢強化	第一警防態勢	1 宮城県地方に気象に関する警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。 3 仙台市災害警戒本部運営要領の規定に基づく情報連絡体制の強化又は仙台市危機警戒本部運営要領の規定に基づく情報連絡体制の強化が指示され、警防副本部長又は署隊本部長が必要と認めるとき。 4 連続放火火災が発生しているとき。 5 広域かつ長時間の水道断減水及び停電等のとき。 6 降雪及び積雪により消火栓等の確認が困難で除雪が必要なとき。 7 国土交通大臣が行う水防警報「待機」が発表されたとき。 8 その他警防副本部長又は署隊本部長が必要と認めるとき。	必要に応じ、警防本部及び署隊本部に初動対応班を設置する
	第二警防態勢	1 市域において、「土砂災害警戒情報」が発表されたとき。 2 仙台市災害警戒本部運営要領の規定に基づく仙台市災害警戒本部が設置されたとき。 3 その他警防副本部長又は署隊本部長が必要と認めるとき。	警防本部に初動対応班、署隊本部に初動対応班又は広報隊等を編成する
非常配備	一次配備	1 次の各号に掲げる警報の1以上が市内に発表され、かつ、市域に被害が発生するおそれがあるとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 (5) 暴風雪警報 3 宮城県に津波注意報が発表されたとき。 4 市域において、震度4(仙台管区气象台発表)の地震が発生し、かつ、市域に被害が発生するおそれがあるとき。 6 国土交通大臣又は宮城県知事が行う水防警報「準備」が発表されたとき。 市域において、「高齢者等避難」が発令されたとき。 その他警防副本部長が必要と認めるとき。	災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、速やかに上位の体制に移行し得る体制(左欄第1号(3)(4)及び4号の場合は、消防局及び対象となる河川又は海岸を管轄する消防署に限る。 左欄第5号の場合は、消防局及び発令対象となる町丁目を管轄する消防署に限る。)
	二次配備	1 国土交通大臣又は宮城県知事が行う水防警報「出動」が発表されたとき。 2 市域において、「避難指示」が発令されたとき。 3 その他警防副本部長が必要と認めるとき。	一次配備の体制を強化し、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制(左欄第1号の場合は、消防局及び河川又は海岸ごとに該当する消防署に限る。 左欄第2号の場合は、消防局及び発令対象となる区域を管轄する消防署に限る。)
	三次配備	1 市域において震度5弱、5強(仙台管区气象台発表)の地震が発生したとき。 2 宮城県に津波警報が発表されたとき。 3 次の各号に掲げる気象特別警報が発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 大雪特別警報 (3) 暴風特別警報 (4) 暴風雪特別警報 (5) 波浪特別警報 (6) 高潮特別警報 4 仙台市災害対策本部運営要綱第12条に規定する災害対策本部が設置され、非常1号配備以上が発令されたとき。 5 仙台市国民保護計画及び仙台市危機管理に関する要綱に基づく仙台市危機対策本部が設置され、仙台市災害対策本部運営要綱第12条に規定する非常1号配備以上が発令されたとき。 6 市域において、「緊急安全確保」が発令されたとき。 その他警防本部長(消防局長)が必要と認めるとき。	二次配備の体制を強化し、災害の状況に応じた広域的な応急対策活動を実施する体制(左欄第6号の場合は、消防局及び発令対象となる区域を管轄する消防署に限る。)
	四次配備	1 市域において、震度6弱(仙台管区气象台発表)以上の地震が発生したとき。 2 宮城県に大津波警報が発表されたとき。 3 仙台市災害対策本部が設置され、仙台市災害対策本部運営要綱第12条に規定する非常3号配備が発令されたとき。 4 仙台市国民保護計画及び仙台市危機管理に関する要綱に基づく仙台市危機対策本部が設置され、仙台市災害対策本部運営要綱第12条に規定する非常3号配備が発令されたとき。 5 次の各号に掲げる気象特別警報が発表され、かつ、災害が市域に広範囲で発生したとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 大雪特別警報 (3) 暴風特別警報 (4) 暴風雪特別警報 (5) 波浪特別警報 (6) 高潮特別警報 6 その他予想できない重大な災害が発生し、警防本部長(消防局長)が必要と認めるとき。	全員を招集し、総合的な応急対策活動を実施する体制(左欄第1号及び第2号の場合は、直ちに参集する。)

※災害の発生状況等により発令した者が必要と認めた場合は、解除又は区分を変更することができる。

非常配備発令に伴う活動態勢

署隊本部長は、非常配備が発令された場合、要綱第59条に規定する非常配備の種別に応じた隊編成を行い、活動態勢を整えるものとする。

非常配備の種別	活 動 態 勢
水防非常配備	1 警防態勢 救命胴衣等の水防活動に必要な資機材を車両に積載する。 2 隊編成 (1) 広報隊 避難情報の伝達に係る広報等を実施する場合、広報車等で編成し、主として管内の発令対象地区への広報活動に従事する。 (2) 救命ボート隊 避難誘導及び救助等の水防活動に従事する。 (3) 水防工法隊 主として水防工法等の活動に従事する。 (4) 監視警戒隊 仙台市水防計画に基づき、主として水災発生のおそれのある箇所の巡視及び水位観測等の監視警戒に従事する。 (5) 資機材搬送隊 必要に応じて編成し、水防資機材等の搬送に従事する。 (6) 人員輸送隊 必要に応じて編成し、水防工法隊の隊員輸送に従事する。 (7) 本部情報隊 必要に応じて警防部指令課で編成し、主として無線情報車で災害現場における指揮本部の指揮支援及び情報収集等に従事する。
異常気象非常配備	1 警防態勢 必要に応じて、ホース及び風水害等の対応資機材を増強し配備する。 2 隊編成 (1) 広報隊 管内の被害状況の把握及び避難情報の伝達に係る広報等を実施する場合、広報車等で編成し、必要な巡回及び広報活動に従事する。 (2) ポンプ車等の増隊 必要に応じて、ポンプ車等の増隊を図る。 (3) 情報支援隊 必要に応じて指令班で編成し、主として無線情報車で災害現場における指揮本部の指揮支援活動に従事する。
津波非常配備	1 警防態勢 救命胴衣及び検索救助活動に必要な資機材を車両に積載する。(津波警報及び大津波警報発表時) 2 隊編成 (1) 避難広報隊 津波警報等の発表により広報車等で編成し、津波警報発表時における避難広報等活動要領及び宮城野、若林署及び太白消防署避難広報等活動要領により、避難広報活動に従事する。 (2) 消防航空隊 航空機により海面変動の監視、避難広報活動、情報収集活動及び救助活動に従事する。 (3) 検索救助隊 ポンプ車等で編成し、浸水被害エリアにおける検索救助活動に従事する。 (4) 情報支援隊 必要に応じて警防部指令課で編成し、主として無線情報車で災害現場における情報収集等に従事する。
地震非常配備	規程第45条の規定に基づく大規模地震災害消防活動要領によるものとする。
危機事象非常配備	規程第65条の規定に基づく仙台市国民保護計画、仙台市危機管理指針及び仙台市危機管理に関する要綱によるものとする。
その他非常配備	その他必要に応じた活動態勢とする。

消防団の非常配備基準及び非常配備時における活動要領（抜粋）

（令和２年６月３日 消防局長決裁）

（趣旨）

第１条 この要領は、消防団の非常配備の基準、招集人員及び活動態勢等に関し必要な事項を定める。

（非常配備の発令）

第３条 仙台市消防活動基本規程第４条に規定する警防本部長又は警防副本部長は、気象状況等により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防団に非常配備を発令することができるものとする。

２ 非常配備の種別は、次のとおりとする。

- （１）水防非常配備
- （２）津波非常配備
- （３）異常気象非常配備
- （４）地震非常配備
- （５）その他非常配備

３ 消防団の非常配備は、気象又は災害の状況に応じ、一次配備、二次配備、三次配備及び四次配備に区分する。

４ 非常配備は、消防団又は消防団の消防活動に関する要綱第４条に定める消防団隊を指定して、発令又は解除することができる。

５ 仙台市消防職員及び消防団員招集規程第５条第１号に規定する非常招集は、非常配備の発令をもって命令がされたものとみなす。

（非常配備の発令基準）

第４条 消防団の非常配備の発令基準は、別紙１に定めるとおりとする。

（非常配備の招集人員、活動態勢等）

第６条 消防団の非常配備の招集人員、活動態勢等は別紙２に定めるとおりとする。ただし、署隊本部長は、前条の規定に基づき異常気象非常配備の発令内容に応じ消防団隊を指定して招集することができる。

２ 水防非常配備及び津波非常配備の場合の招集人員及び活動態勢は、それぞれ別紙３及び別紙４に定めるとおりとする。

３ 署隊本部長は、災害の状況等により必要と認める場合は、消防団隊又は配備人員を増減することができる。

４ 署隊本部長は、前項の規定により、消防団隊及び配備人員を増減した場合は、警防本部長又は警防副本部長へ報告するものとする。

（大規模災害発生時等の消防団の任務）

第７条 火災及び水災、震災その他大規模な災害発生時の消防団の消防活動は、当要領に規定するほか、仙台市地域防災計画、仙台市水防計画及び消防活動基本規程の規定に従う。

別紙 1 （第 4 条関係）

非常配備の発令基準

配備種別	一次配備	二次配備	三次配備	四次配備
水防 非常配備	○水防警報「準備」が発表された場合	○水防警報「出動」が発表された場合	－	－
異常気象 非常配備	○大雨、台風等の異常気象により市内に「高齢者等避難」が発令された場合	○大雨、台風等の異常気象により市内に「避難指示」が発令された場合	○大雨、台風等の異常気象により市内に「緊急安全確保」が発令された場合 ○市内に気象特別警報が発表され、かつ、市域に被害が発生する恐れがある場合	
	○大雨、台風等の異常気象により市内に自然災害が発生することが予測される場合 ○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合	○大雨、台風等の異常気象により災害が発生するなどした場合 ○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合	○大雨、台風等の異常気象により市域の広範囲に災害が発生するなどした場合 ○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合	○大雨、台風等の異常気象により市域の広範囲に大規模な災害が発生するなどした場合 ○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合
	管轄区域がこれらに該当する団に発令			
その他 非常配備			○仙台市国民保護計画及び仙台市危機管理に関する要綱第 12 条に基づく仙台市危機対策本部が設置され、仙台市災害対策本部運営要綱第 12 条に規定する非常 1 号配備、2 号配備が発令された場合	○仙台市国民保護計画及び仙台市危機管理に関する要綱第 12 条に基づく仙台市危機対策本部が設置され、仙台市災害対策本部運営要綱第 12 条に規定する非常 3 号配備が発令された場合
	○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合	○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合	○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合	○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合
	必要と認められる団に対して発令			

別紙 3 （第 6 条第 2 項関係）

非常配備の招集人員（水防非常配備）

1 招集人員

「水防非常配備」招集人員は次による。

名取川に発表された場合		一次配備 (準備)	二次配備 (出動)	備 考
若林消防団	団本部	2 名	2 名	
	六郷分団	※12 名	※30 名	「名取川頭首工から関上大橋までの区域」発表時
		※4 名	※10 名	「関上大橋から河口までの区域」発表時
	七郷分団	8 名	20 名	「名取川頭首工から関上大橋までの区域」発表時
小 計		22 名	52 名	

太白消防団	団本部	2 名	2 名	「名取川頭首工から閑上大橋までの区域」発表時
	長町分団	4 名	10 名	
	郡山分団	4 名	10 名	
	西多賀分団	4 名	10 名	
	生出分団	4 名	10 名	
	中田分団	4 名	10 名	
	東中田分団	4 名	10 名	
	小 計	26 名	62 名	
合 計		48 名	114 名	

※「名取川頭首工から閑上大橋までの区域」及び「閑上大橋から河口までの区域」の両区域とも発表された場合は、「名取川頭首工から閑上大橋までの区域」発表時招集人員数とする。

広瀬川に発表された場合		一次配備 (準備)	二次配備 (出動)	備 考
若林消防団	団本部	2 名	2 名	「愛宕橋から広瀬橋までの区域」発表時
	連坊分団		6 名	
	南材分団	4 名	9 名	
	六郷分団	4 名	10 名	
	小 計	10 名	27 名	
太白消防団	団本部	2 名	2 名	
	八木山分団	4 名	6 名	「愛宕橋から広瀬橋までの区域」発表時
	長町分団	4 名	6 名	
	郡山分団	4 名	6 名	
	小 計	14 名	20 名	
合 計		24 名	47 名	

策川に発表された場合		一次配備 (準備)	二次配備 (出動)	備 考
太白消防団	団本部	2 名	2 名	
	西多賀分団	4 名	6 名	
	長町分団	4 名	6 名	
合 計		10 名	14 名	

旧策川に発表された場合		一次配備 (準備)	二次配備 (出動)	備 考
太白消防団	団本部	2 名	2 名	
	西多賀分団	4 名	6 名	
	長町分団	4 名	6 名	
	郡山分団	4 名	6 名	
合 計		14 名	20 名	

七北田川に発表された場合		一次配備 (準備)	二次配備 (出動)	備 考
宮城野消防団	団本部	2 名	2 名	「赤生津大橋から海までの区域」発表時
	岩切分団	16 名	40 名	
	高砂分団	12 名	30 名	
	港分団	4 名	10 名	
	小 計	34 名	82 名	
泉消防団	団本部	2 名	2 名	「馬橋から赤生津大橋までの区域」発表時
	根白石分団	4 名	10 名	
	小角分団	4 名	10 名	
	実沢分団	4 名	10 名	
	野村分団	4 名	10 名	
	上谷刈分団	4 名	10 名	
	七北田分団	4 名	10 名	「赤生津大橋から海までの区域」発表時
	市名坂分団	4 名	10 名	
	八乙女分団	4 名	10 名	
	松森分団	4 名	10 名	
	小 計	38 名	92 名	
合 計		72 名	174 名	

梅田川に発表された場合		一次配備 (準備)	二次配備 (出動)	備 考
宮城野消防団	団本部	2 名	2 名	
	原町分団	4 名	8 名	
	東仙台分団	8 名	11 名	
	宮城野分団	4 名	9 名	
	高砂分団	8 名	11 名	
合 計		26 名	41 名	

水防警報発表に伴い、一次配備又は二次配備が発令された場合は、上記のとおり発表された河川と区域を担当する消防団隊を指定して招集する。なお、同時に担当する複数の河川へ水防非常配備が発令された場合は、担当する河川を兼務して招集することができる。

要領第6条第3項の規定に基づき、署隊本部長は、災害の状況等により必要と認める場合は、招集する消防団隊及び人員を増減することができる。また、この場合、署隊本部長は、要領第6条第4項の規定に基づき、その旨を警防本部長又は副本部長へ報告すること。

2 活動態勢

(1) 招集時

参集した団員は、小型動力ポンプ付積載車及び資機材点検、消防団本部や担当署所と無線の通話試験を行い、その結果を消防団本部及び担当署所へ報告すること。

(2) 水防警報「準備」発表時

管轄する水防倉庫の資材器具の整備点検並びに準備を行い、出場に備えること。

(3) 水防警報「出動」発表時

ア 監視警戒隊を編成し、職員隊と協力して、仙台市水防計画に基づく重要水防区域、準重要水防区域及び消防団隊の担当する区域内の水位、潮位、水防施設物及び水災発生危険箇所等の状況把握のための監視警戒を行うこと。

イ 必要に応じて水防工法隊を編成し、水防工法に従事すること。

堤防決壊につながるおそれのある状況を発見するための監視のポイント

堤防の箇所	監視のポイント	対象となる変状		
		侵食	堤体すべり	漏水
表水面 ・ 堤防護岸	流況に異常はないか	○		
	堤防護岸の破損、法面の侵食等がないか	○		
天端	堤防天端及び法肩に亀裂、陥没等の変状はないか		○	○
裏水面 ・ 裏小段	裏法面・裏小段の亀裂、陥没、はらみ出し、法崩れはないか		○	○
	法面及び小段の泥濘化している箇所はないか		○	
裏法尻部	堤脚付近の堤体土が軟弱化し、流動化していないか			○
	法尻付近の漏水、噴砂はないか			○
	堤脚保護工の変形はないか		○	○
	ドレーン工やその近傍からの噴砂が生じていないか		○	
堤脚水路	堤脚水路の継目やその近傍からの噴砂が生じていないか			○
樋門等構造物周辺	上記までの項目に加え、 堤防と構造物との隙間から漏水が生じていないか	○	○	○

監視にあたっての留意点

(1) 表法面、堤防護岸

流況に異常はないか。

【留意点】

侵食現象は水面下で発生するため、目視することが困難であるが、洗堀や根固め工の破壊による河床の変形や、流水の作用に伴う護岸の破壊等が水面下で発生した場合、水面に異常が現れることがある。

したがって、上下流の水面形に比較して局所的な盛り上がり等がみられる場合には、これに着目して監視をする。

また、侵食破壊は水衝部で生じることが多い。洪水の流れを監視し、堤防に向かう流れの有無を確認することが重要であり、水衝部ののり面の状況や水面の異常を重点的に監視するとよい。



図 - 10 水際線の異常の例

堤防護岸の破損、のり面の侵食等がないか。

【留意点】

堤防護岸の法覆工あるいは基礎工部分に破損等の変状が発生すると、そこから流水等によって護岸裏の土砂が吸い出され、進行すると護岸全体の破壊、堤防の侵食につながる。表のり面がわずかでも侵食されると、そこから一気に侵食が進み、破堤に至る場合がある。

水面下で生じる変状の発見につなげるためにも、水面上に残る堤防護岸の法覆工の変形、破損を注意深く監視することが重要である。

洪水末期に急激な水位低下が生じると残留水压により堤体中の水が噴き出し、一緒に堤体材料が流出することがある。この時、表のり面の法崩れやすべりが発生することがあるので、次の洪水に備えて早急に対応することが大事である。

(2) 天端

堤防天端及びのり肩に亀裂、陥没等の変状はないか。

【留意点】

天端の亀裂は、在来堤防に腹付けされた盛土により相対的な圧密沈下の差を生じること起因して発生することが多い。このような亀裂は、既設堤防と腹付けされた盛土の境界部分に発生することが多く、圧密沈下の進行とともに長期的に拡大する現象であるため、堤防の安定性が急激に損なわれることは少ない。しかし、在来堤防の天端に亀裂が生じた場合には、浸透により堤防が緩み、堤体内にすべり面を生じていることもある。

天端が舗装されている場合は、緩みや空洞発生の予兆現象として亀甲状のクラックが出る等、発見が容易であるので、特にこれに注目して点検する。

のり肩のような地形急変部では、のり面の初期的なすべり等の変形に伴って亀裂、陥没等が発生しやすいので注意して点検する。

(3) 裏のり面、裏小段

裏のり面・裏小段の亀裂、陥没、はらみ出し、法崩れはないか。

【留意点】

1) 亀裂

亀裂は、既存堤防と腹付けされた盛土の間に相対的な基礎地盤の圧密沈下量の差が生じることに起因して発生することが多い。このような亀裂は、既設堤防と腹付けされた盛土の境界部分に発生することが多く、圧密沈下の進行とともに長期的に拡大する現象であるため、堤防の安定性が急激に損なわれることは少ない。しかし、裏のり面の上部に亀裂が生じた場合には、浸透により堤防が緩み、堤体内にすべり面を生じていることもある。

また、小段や天端のり肩のような地形急変部では、のり面の初期的なすべり等変形に伴って亀裂、陥没等が発生しやすいので注意して点検する。

のり面の亀裂は、草丈が高い場合は発見が困難であるため、特に注意して監視を行う必要がある。

2) 陥没・はらみ出し・法崩れ

陥没・はらみ出し・法崩れと言ったのり面の変状は、初期的なすべり変形に伴って発生している可能性があるため、特に注意が必要である。

のり面の陥没・はらみ出しについて、草丈が高くなると発見が難しくなるため、天端や少し離れたところから隣接する上下流ののり面と比較してみる等、局所的にのり面の変形が生じていないか、特に注意して監視を行う必要がある。

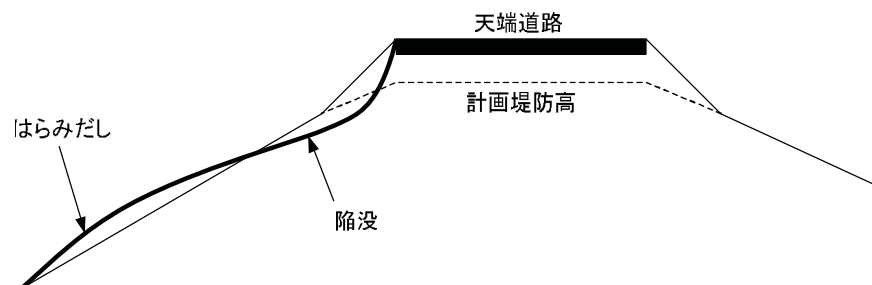


図 - 11 はらみ出し・陥没のイメージ

のり面及び小段の泥濘化している箇所はないか。

【留意点】

のり面や小段が泥濘化している箇所では堤体土が弱体化しており、そのような箇所は注意を要する。

(4) 裏のり尻部

堤脚付近の堤体土が軟弱化し、流動化していないか。

【留意点】

堤脚付近、のり尻付近は浸潤面上昇が最も起こりやすい箇所であり、飽和度の上昇によって堤体土が軟弱化し、流動化する可能性がある。したがって、堤脚付近の堤体土の軟弱化や流動化について注意深く監視を行う。

のり尻付近の漏水、噴砂はないか。

【留意点】

のり尻付近において漏水、噴砂の発生やそれらの痕跡がある場合には、パイピングの発生が懸念される。パイピングは浸透流によって堤体基礎地盤内の土砂が侵食・運搬されることで生じ、パイピングの拡大によって堤体あるいは基礎地盤が陥没し、堤防決壊に至る可能性もある。そのため、のり尻付近に漏水、噴砂がないかを特に注意して監視する必要がある。

また、のり尻から離れた場所に噴砂を生じることがあるが、噴砂の量が多い場合や、付近に複数の噴砂孔を生じている場合は危険な場合もあるので留意する。

堤脚保護工の変形はないか。

【留意点】

堤体の変形や沈下等に伴い、堤脚保護工の変形が生じることがある。変状やズレが大きいようであれば裏法すべりが懸念される。

ドレーン工やその近傍からの噴砂が生じていないか。

【留意点】

ドレーン工からの排水（例えば、堤脚水路への排水等）に土砂が含まれる場合には、堤体材料が流出している可能性があるため、ドレーン工近傍の堤体の変状、特に噴砂を確認する。

(5) 堤脚水路

堤脚水路の継目やその近傍からの噴砂が生じていないか。

【留意点】

堤脚水路の継目やその近傍から噴砂が生じている場合は、透水層を堤脚水路が遮断しており、堤体内の浸潤線が高く保たれている可能性がある。したがって、堤脚水路と法尻の間に基礎地盤漏水や噴砂等がないか、注意深く確認することとする。

(6) 樋門等構造物周辺

裏のり尻や堤体と構造物との隙間から漏水が生じていないか。

【留意点】

構造物周辺では、材料が異なる構造境界面を通して漏水が発生することが考えられ、その進行は通常の堤防断面で生じるパイピング破壊よりも速いと想定されることから、濁りのない漏水を含めて注意深く確認することとする。

特別警報・警報・注意報の基準

1. 水防活動用警報・注意報

仙台管区气象台又は気象庁が発表する水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）警報・注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報、注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動用警報又は注意報と対応する一般の利用に適合する特別警報、警報、注意報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。

水防活動用 警報・注意報	一般の利用に適合する 特別警報・警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域で降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたとき
水防活動用 津波警報	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき

（注１）一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

（注２）大きな地震等が発生し、通常よりも災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨等の警報及び注意報の基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

（注３）高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。

2. 大雨及び洪水、高潮警報・注意報

(1) 大雨及び洪水、高潮警報注意報基準表

大雨注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
東部仙台	仙台市東部	10	97
	塩竈市	8	94
	名取市	8	108
	多賀城市	11	100
	岩沼市	9	107
	富谷市	10	105
	亘理町	11	105
	山元町	8	105
	松島町	6	96
	七ヶ浜町	11	94
	利府町	8	97
	大和町東部	8	101
	大郷町	9	98
	大和町西部	9	92
西部仙台	仙台市西部	9	92
	大和町西部	10	104
	大衡村	7	99

大雨警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
東部仙台	仙台市東部	13	123
	塩竈市	14	119
	名取市	18	137
	多賀城市	19	127
	岩沼市	19	136
	富谷市	16	133
	亘理町	19	134
	山元町	16	134
	松島町	16	122
	七ヶ浜町	18	120
	利府町	15	123
	大和町東部	16	129
	大郷町	16	125
	大和町西部	12	119
西部仙台	仙台市西部	15	134
	大衡村	14	128

高潮注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	基準（単位：m）
東部仙台	仙台市東部	0.9
	塩竈市	0.9
	名取市	0.9
	多賀城市	0.9
	岩沼市	0.9
	亘理町	0.9
	山元町	0.9
	松島町	0.9
	七ヶ浜町	0.9
	利府町	0.9

高潮警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	基準（単位：m）
東部仙台	仙台市東部	1.6
	塩竈市	1.6
	名取市	1.5
	多賀城市	1.6
	岩沼市	1.6
	亘理町	1.5
	山元町	1.4
	松島町	1.6
	七ヶ浜町	1.6
	利府町	1.6

大雨・高潮特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

洪水注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北貞山運河・南貞山運河流域=7.6、 広瀬川流域=28.5、旧沢川流域=4.7、 支倉川流域=8.1、梅田川流域=8.8、 高野川流域=4.9、坪沼川流域=9.5	名取川流域=(7.27.8)、 七北田川流域=(5.19.4)、 北貞山運河・南貞山運河流域= (5.4.8)、 広瀬川流域=(9.25.2)、 旧沢川流域=(7.2.8)、 梅田川流域=(8.5.5)、 高野川流域=(5.4.9)、 坪沼川流域=(5.9.5)	名取川〔名取橋〕、 広瀬川〔広瀬橋〕、 七北田川〔市名坂〕
	塩竈市	—	—	—
	名取市	増田川流域=14.3、貞山堀流域=20.9、 川内沢川流域=10.7、志賀沢川流域=13.5	増田川流域=(5.13.5)、 貞山堀流域=(5.11.9)、 川内沢川流域=(6.8.8)、 志賀沢川流域=(5.10.5)	名取川〔名取橋〕
	多賀城市	砂押川流域=14.2	砂押川流域=(7.7.4)	七北田川〔市名坂〕
	岩沼市	川内沢川流域=5.4、五間堀川流域=14、 志賀沢川流域=10.2	阿武隈川流域=(5.81.6)、 川内沢川流域=(5.5.4)、 五間堀川流域=(5.7.2)、 志賀沢川流域=(7.8.2)	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕
	富谷市	西川流域=7.2、竹林川流域=11	西川流域=(5.6.8)、 竹林川流域=(8.8.8)	吉田川〔落合・新田橋〕
	亘理町	—	阿武隈川流域=(5.41.3)	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕
	山元町	高瀬川流域=6.4、坂元川流域=9.7、 戸花川流域=4.5	高瀬川流域=(5.5.2)、 坂元川流域=(7.5.9)、 戸花川流域=(5.4.4)	—
	松島町	鶴田川流域=19.1、田中川流域=7.6、 高城川流域=23.1	吉田川流域=(5.26.6)、 鶴田川流域=(5.19.1)、 高城川流域=(5.23.1)	鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕、 吉田川〔粕川・鹿島台〕
	七ヶ浜町	—	—	—
	利府町	砂押川流域=9.1	砂押川流域=(6.5.5)	—
	大和町東部	身洗川流域=7.1、西川流域=17.9、 小西川流域=8.8、善川流域=15.8	吉田川流域=(5.26.7)、 竹林川流域=(5.14.1)、 身洗川流域=(5.6.6)、 西川流域=(5.14.1)、 小西川流域=(5.8.8)、 善川流域=(5.12.8)	吉田川〔落合・新田橋〕
	大郷町	鶴田川流域=13、味明川流域=8.5、 清川流域=11.1	吉田川流域=(5.23.6)、 鶴田川流域=(5.8.6)、 味明川流域=(7.5.5)、 清川流域=(7.5.9)	吉田川〔落合・粕川〕
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=34.6、広瀬川流域=28、 斎藤川流域=7.2、大倉川流域=16.6、 新川流域=12.4、七北田川流域=14.8、 高柳川流域=6.3、安善川流域=7.6	広瀬川流域=(5.28)、 斎藤川流域=(5.7.2)、 大倉川流域=(7.13.3)、 七北田川流域=(7.14)、 高柳川流域=(5.3.8)	七北田川〔市名坂〕
	大和町西部	吉田川流域=16.6、宮床川流域=9.4	吉田川流域=(8.13.3)	吉田川〔落合〕
	大衡村	善川流域=11.8	善川流域=(5.8)	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—

^{*1}（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。）

洪水警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北貞山運河・南貞山運河流域=9.6、 広瀬川流域=35.7、旧沢川流域=5.9、 支倉川流域=10.2、梅田川流域=11、 高野川流域=6.3、坪沼川流域=12.7	名取川流域=(8.31.9)、 七北田川流域=(12.22.7)、 北貞山運河・南貞山運河流域= (8.5.3)、 広瀬川流域=(10.28)、 旧沢川流域=(8.4.6)、 梅田川流域=(8.9.8)	名取川〔名取橋〕、 広瀬川〔広瀬橋〕、 七北田川〔市名坂〕
	塩竈市	—	—	—
	名取市	増田川流域=17.4、貞山堀流域=26.2、 川内沢川流域=13.9、志賀沢川流域=16.9	増田川流域=(6.16.5)、 貞山堀流域=(6.23.5)、 川内沢川流域=(6.12)、 志賀沢川流域=(6.15.2)	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕、 名取川〔名取橋〕
	多賀城市	砂押川流域=17.8	—	七北田川〔市名坂〕
	岩沼市	川内沢川流域=6.8、五間堀川流域=17.6、 志賀沢川流域=12.8	川内沢川流域=(7.6.1)、 五間堀川流域=(7.15.8)、 志賀沢川流域=(7.11.5)	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕
	富谷市	西川流域=9、竹林川流域=13.8	竹林川流域=(12.13.7)	吉田川〔落合・新田橋〕
	亘理町	—	—	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕
	山元町	高瀬川流域=8.1、坂元川流域=12.2、 戸花川流域=6.6	—	—
	松島町	鶴田川流域=24.5、田中川流域=9.5、 高城川流域=28.9	—	鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕、 吉田川〔粕川・鹿島台〕
	七ヶ浜町	—	—	—
	利府町	砂押川流域=11.4	砂押川流域=(6.10.2)	七北田川〔市名坂〕
	大和町東部	身洗川流域=8.9、西川流域=22.4、 小西川流域=11、善川流域=19.8	吉田川流域=(6.28.7)、 竹林川流域=(6.15.7)、 身洗川流域=(6.8.8)、 西川流域=(6.22.3)、 善川流域=(6.19.6)	吉田川〔落合・新田橋〕
	大郷町	鶴田川流域=16.3、味明川流域=12.9、 清川流域=13.9	吉田川流域=(7.33.3)	吉田川〔落合・粕川〕
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=43.3、広瀬川流域=35、 斎藤川流域=9.1、大倉川流域=20.8、 新川流域=15.6、七北田川流域=18.6、 高柳川流域=4.8、安善川流域=9.5	広瀬川流域=(7.31.5)、 七北田川流域=(7.16.7)	七北田川〔市名坂〕
	大和町西部	吉田川流域=20.8、宮床川流域=11.8	吉田川流域=(8.18.7)	吉田川〔落合〕
	大衡村	善川流域=14.8	善川流域=(5.14.5)	—
	—	—	—	—

^{*1}（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。）

(2) 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- ①大雨警報については、大雨警報の表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、大雨警報の土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報基準のうち、表面雨量指数基準の欄は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数の欄は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示す。
- ②大雨警報・注意報の表面雨量指数は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ③土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- ④洪水の欄中、「流域雨量指数基準」の「〇〇川流域＝30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- ⑤洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- ⑥洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水注意報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを、洪水警報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫警戒情報、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを1km四方の領域ごとに指数化したもの。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握する指標で、雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を1km四方の領域ごとに指数化したもの。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを1km四方の領域ごとに指数化したもの。

分割した市町村の定義

仙台市東部：青葉区（宮城総合支所管内を除く）、宮城野区、若林区、太白区（秋保総合支所管内を除く）

仙台市西部：青葉区（宮城総合支所管内）、太白区（秋保総合支所管内）、泉区

大和町東部：大和町西部を除く

大和町西部：小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南、吉田

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は、次のとおりである。

種 類	内 容
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

3. 津波に関する警報、注意報、情報、予報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、津波が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(ア) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ(※)		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断し

た場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

(ア) 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注4)

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

《沿岸で観測された津波の最大波の発表内容》

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大 津 波 警 報	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津 波 警 報	0. 2m 以上	数値で発表
	0. 2m 未満	「観測中」と発表
津 波 注 意 報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

《沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注)）の発表内容》

発表中の 津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大 津 波 警 報	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津 波 警 報	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津 波 注 意 報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(イ) 津波情報の留意事項

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

発表者

国土交通省 〇〇河川事務所
気象庁 仙台管区気象台

→

第1受報者

機関名

→

第2受報者

機関名

→

第3受報者

機関名

正規

〇〇^{がわ}川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
^{かせんじむしょ}〇〇河川事務所・^{せんだいかんく きしやうだい}仙台管区気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル4相当情報【洪水】】〇〇^{がわ}川では、氾濫危険水位に到達し、
氾濫のおそれあり

（主 文）

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇^{がわ}川の〇〇水位観測所（〇〇^し市〇〇）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇^{がわ}川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇^し市、〇〇^し市、〇〇^{まち}町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（雨量）

多い所で1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度	レベル1 レベル2 レベル3 レベル4			
	水位(m)又は流量(m3/s)	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況 XXX.X ↑				
	00日01時00分の予測 XXX.X				
	00日02時00分の予測 XXX.X				
	00日03時00分の予測 XXX.X				
	00日04時00分の予測 XXX.X				
	00日05時00分の予測 XXX.X				
	00日06時00分の予測 XXX.X				
△△△ 水位観測所 (△△市△△)	00日00時00分の状況 XXX.X ↑				
	00日01時00分の予測 XXX.X				
	00日02時00分の予測 XXX.X				
	00日03時00分の予測 XXX.X				
	00日04時00分の予測 XXX.X				
	00日05時00分の予測 XXX.X				
	00日06時00分の予測 XXX.X				
□□□ 水位観測所 (□□市□□)	00日00時00分の状況 XXX.X ↑				
	00日01時00分の予測 XXX.X				
	00日02時00分の予測 XXX.X				
	00日03時00分の予測 XXX.X				
	00日04時00分の予測 XXX.X				
	00日05時00分の予測 XXX.X				
	00日06時00分の予測 XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)
(参考資料)

(単位: 水位 (m) 又は流量 (m³/s))

観測所名	〇〇〇 水位観測所	△△△ 水位観測所	□□□ 水位観測所
	〇〇市〇〇	△△市△△	□□市□□
レベル4 水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3 水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2 水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1 水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇区、 △△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市〇地区、 ××県〇市〇〇地区、 ××県××市〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000

気象関係：気象庁 仙台管区气象台 気象防災部予報課 電話：000-000-0000

指定河川洪水予報伝達様式（宮城県）

発表者

宮城県
気象庁 仙台管区气象台

→

第1受報者

機関名

→

第2受報者

機関名

→

第3受報者

機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
^{みやぎけん}宮城県・^{せんだい}仙台管区^{きしょうたい}气象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報【洪水】】〇〇川^{がわ}では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市^し〇〇）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

多い所で1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1				レベル2		レベル3		レベル4	
	水位(m)		水防団 待機		氾濫 注意		避難 判断		氾濫 危険			
〇〇〇 水位観測所 (〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑										
	00日01時00分の予測	XXX.X										
	00日02時00分の予測	XXX.X										
	00日03時00分の予測	XXX.X										
△△△ 水位観測所 (△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X										
	00日01時00分の予測	XXX.X										
	00日02時00分の予測	XXX.X										
	00日03時00分の予測	XXX.X										
□□□ 水位観測所 (□□市□□)	00日00時00分の状況	XXX.X↑										
	00日01時00分の予測	XXX.X										
	00日02時00分の予測	XXX.X										
	00日03時00分の予測	XXX.X										

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)
(参考資料)

(単位:水位(m))			
観測所名	〇〇〇 水位観測所	△△△ 水位観測所	□□□ 水位観測所
	〇〇市〇〇	△△市△△	□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇区、 △△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市〇地区、 ××県〇市〇〇地区、 ××県××市〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県ホームページ 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/ https://www.jma.go.jp/	https:// www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/tel/

問い合わせ先
水位関係：宮城県 土木部河川課 電話：000-000-0000
気象関係：気象庁 仙台管区气象台 気象防災部予報課 電話：000-000-0000

〇〇川 氾濫危険情報

年号〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇時〇〇分発表
宮城県〇〇〇〇〇事務所
(第 〇 報)

【主文】

【警戒レベル〇相当】 〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に避難指示の発令の目安となる〇〇〇〇水位（〇〇. 〇〇m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（参考）

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）
受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位，氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位，
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班
電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

（参考）「雨量」「水位」等の情報は，下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム	http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/
----------------	---

(発信者) (受信者) (時 分 受信)

〇〇〇川 氾濫危険情報

※氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下回った場合

年号〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇時〇〇分発表
宮城県〇〇〇〇〇事務所
(第 〇 報)

【主文】

【警戒レベル〇相当に引き下げ】 〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）
では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に氾濫危険水位（〇〇. 〇〇m）を下回り、今後、水
位は下降する見込みです。

(参考)

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）
受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班
電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム	http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/
----------------	---

(発信者) (受信者) (時 分 受信)

水防警報（準備）

発令河川 江合川	基準水位観測所 荒雄水位観測所	発表番号 第1号
○年○月○日○時○分		国土交通省北上川下流河川事務所発表

【現 況】

江合川の荒雄水位観測所（大崎市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

○時○分現在 2. 59 m

【発 表】

水防機関は準備してください。

北上川下流河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
大泉				
米谷				
登米				
柳津				
飯野川上流				
荒雄		○		
下谷地				
涌谷				
短台				
和渕				
大森				
門脇				
三本木橋				
下中ノ目				
野田橋				
鹿島台				
新田橋				
落合				
粕川				
鹿島台				

(参考)

江合川 荒雄水位観測所（大崎市）

（受け持ち区間は 江合川左岸：桜ノ目地区から新江合川分派点、右岸：小泉地区から新江合川分派点）

問い合わせ先

国土交通省 北上川下流河川事務所 防災情報課 電話：0225-94-9854（内線）

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

水 防 警 報

河川名	種別	発表番号	発表日時	発表事務所
			月 日 時 分	土木事務所
本文 1 (待機・準備) ① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し、1 時間④ cmの割合で上昇中。⑤ では水防準備が必要です。 2 (出 動) ① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し、1 時間約④ cmの割合をもって上昇中で大きな洪水になりそうですから⑤ では水防団の出動が必要です。 3 (解 除) ① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mとなり、引き続き減水する見込みです。④ における水防警報を解除します。				

(発信者) (受信者) (時 分送受信)

参考：水防団待機水位（通報水位）_____m

氾濫注意水位 (警戒水位)	m
---------------	---

発令対象： 市・町・村

【重要情報 緊急放流 ○時間前】

令和○年○月○日○時○分

釜房ダム管理所

発信者：○○○○

<ダム操作に関する連絡>

名取川水系碁石川釜房ダム（宮城県柴田郡川崎町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。

予測では、今後、計画規模を超える洪水となるおそれがあるため、ダムに水を貯められなくなり、○月○日○時頃から、下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施する可能性があります。

移行する場合は、おおむね○時間前に事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：○月○日○時○分

流入量：○○m³/s
(1時間前より約○○m³/s 増)

ダム水位：EL○○.○m
(1時間前より約○○m 上昇)

放流量：○○m³/s
(1時間前より約○○m³/s 増加)

貯水率(有効容量)：約○%
(1時間前より○%上昇)

※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ インターネット：<http://www.river.go.jp>

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

【重要通知 緊急放流 ○時間前】

令和○年○月○日○時○分
釜房ダム管理所
発信者：○○○○

＜ダム操作に関する通知＞

名取川水系碁石川釜房ダム（宮城県柴田郡川崎町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。
今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、○月○日○時○分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。
そのため、洪水氾濫のおそれがあります。
移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル 4

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要です。

【ダム情報】

現在時刻：○月○日○時○分

流入量：○○m³/s
(1時間前より約○○m³/s 増加)

ダム水位：EL○○.○○m
(1時間前より約○○m 上昇)

放流量：○○m³/s
(1時間前より約○○m³/s 増加)

貯水率(有効容量)：約○%
(1時間前より○%上昇)

※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ インターネット：<http://www.river.go.jp>

＜受信確認＞ 釜房ダム管理所 TEL：0224-84-2171 FAX：0224-84-4490

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

緊急

釜房ダム

通知（受信確認が必要）

【重要通知 緊急放流 1 時間前】

令和〇年〇月〇日〇時〇分

釜房ダム管理所

発信者：〇〇〇〇

<ダム操作に関する通知>

名取川水系碓石川釜房ダム（宮城県柴田郡川崎町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。が、防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。

今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、〇月〇日〇時〇分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

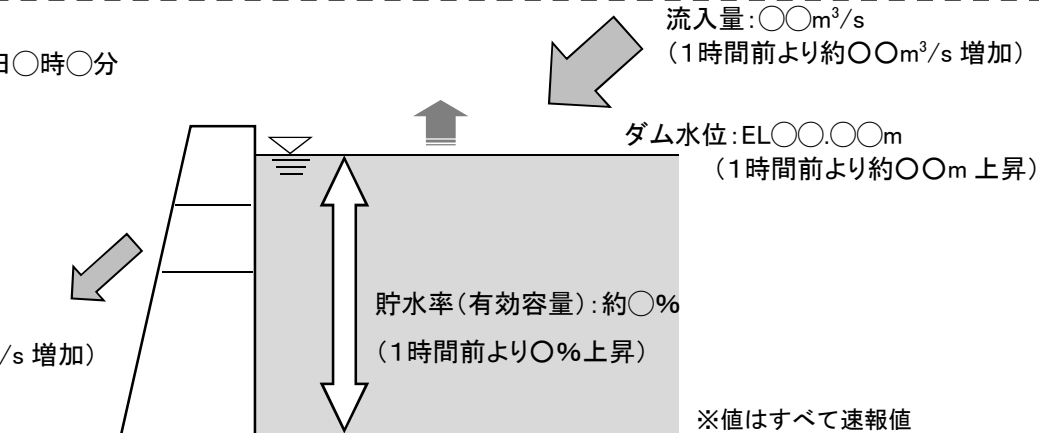
警戒レベル 4

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分

放流量：〇〇 m^3/s
（1時間前より約〇〇 m^3/s 増加）

※ダム情報のホームページ インターネット:<http://www.river.go.jp>

<受信確認>

釜房ダム管理所 TEL : 0224-84-2171 FAX : 0224-84-4490

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

【重要通知 緊急放流 開始】

令和〇年〇月〇日〇時〇分
釜房ダム管理所
発信者：〇〇〇〇

＜ダム操作に関する通知＞

名取川水系碁石川釜房ダム（宮城県柴田郡川崎町）では、計画規模を超える洪水のため、〇月〇日〇時〇分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を開始しました。

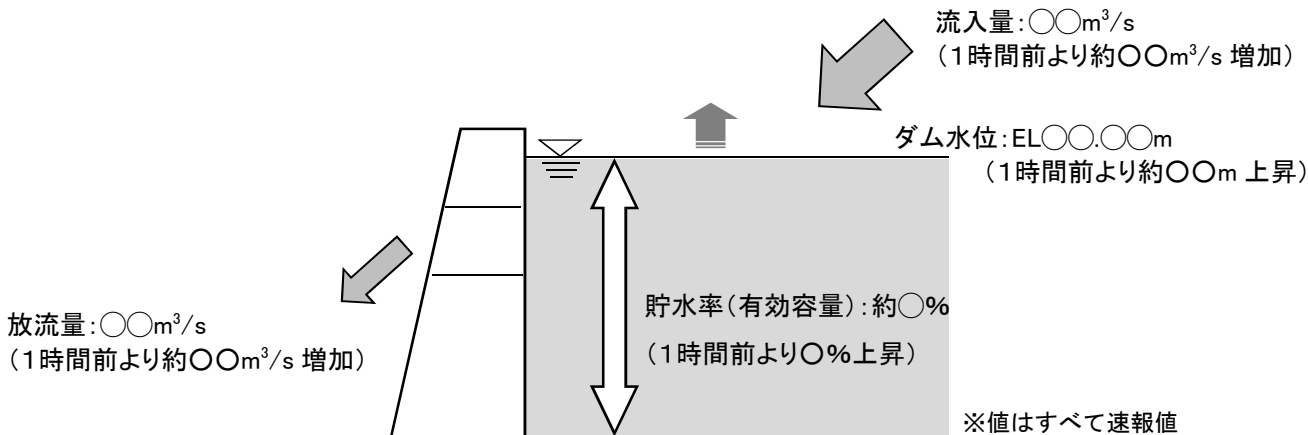
警戒レベル4

- ・ダム下流の河川で更に水量・水位が増加し、氾濫の危険あり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分

ダムの空容量が減少したためダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が増えています。



※ダム情報のホームページ インターネット:<http://www.river.go.jp>

＜受信確認＞ 釜房ダム管理所 TEL：0224-84-2171 FAX：0224-84-4490

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

(様式 イ)

副 所 長	河川管理 課 長	名 取 川 出張所長

名取川出張所 日 時 分 → 河川管理課 日 時 分

笹川樋門操作（閉扉）に関する情報

国土交通省仙台河川国道事務所

名取橋水位観測所の水位は、 日 時 分現在、 . mに達し、

名取川本川から旧笹川への逆流 { が始まった
のおそれがある } ことから、

日 時 分

より、
に、 } 笹川樋門のゲート { の閉扉操作を開始
を全閉 } したので、

情報提供します。

なお、笹川樋門の内外水位（量水標）は 日 時 分現在、

内水位（堤内地側） : . m

外水位（堤外地側） : . m となっております。

発信者・送信時刻	受信者・受信確認
仙台河川国道事務所河川管理課 日 時 分 FAX 304-1905	宮城県仙台土木事務所 日 時 分 TEL 297-4155 FAX 297-4155
	仙台市消防局 日 時 分 TEL 234-1111 FAX 234-2364
	同報（危機管理局FAX 214-8096） （河川課 FAX 268-4312）

※原則、「全閉」に関する情報を共有。

(様式 ロ)

副 所 長	河川管理 課 長	名 取 川 出張所長

名取川出張所 日 時 分 → 河川管理課 日 時 分

笹川樋門操作（開扉）に関する情報

国土交通省仙台河川国道事務所

笹川樋門のゲートは、 日 時 分から全閉しておりましたが、

内水位が外水位より { 高くなった
高くなる見込みである } ことから、

日 時 分

より、
に、

笹川樋門のゲート { の開扉操作を開始
を全開 } したので、

情報提供します。

なお、笹川樋門の内外水位（量水標）は 日 時 分 現在、

内水位（堤内地側） : . m

外水位（堤外地側） : . m となっております。

発信者・送信時刻	受信者・受信確認
仙台河川国道事務所河川管理課 日 時 分 FAX 304-1905	宮城県仙台土木事務所 日 時 分 TEL 297-4155 FAX 297-4155
	仙台市消防局 日 時 分 TEL 234-1111 FAX 234-2364
	同報（危機管理局 FAX 214-8096） （河川課 FAX 268-4312）

※原則、「全開」に関する情報を共有。